

甲第 9 号証

甲第全 9 号証

## 第4回委員会

# 第4回委員会

平成24年2月15日

(衆議院第16委員室)

## 概要

原子力発電所の事故当時、最前線の責任者として対応に当たった、内閣府原子力安全委員会（以下「安全委員会」という）の班目春樹委員長、保安院の寺坂信昭前院長を参考人として招き、当時の状況及び経緯について説明を受けるとともに、被害の軽減対策、今後の原子力安全の在り方等について議論した。

安全委員会が原子力の安全確保に関する基本的な考え方を示すために発行してきた安全審査指針類が、原発を建てられるようにつくられてきたことが示唆された。また、保安院の規制強化が不十分であった背景として、事故は起こらない、起こるとしても非常に小さい確率であるとの意識があったことが指摘された。また、寺坂参考人が、組織の長でありながら事故後まもなく官邸から保安院に戻ったことについて、自身が事務系の人間であり技術的知見に難があると自ら判断したためと釈明した。



班目 春樹 参考人  
(安全委員会委員長)



寺坂 信昭 参考人  
(前保安院長)

## 主要ポイント

### ○安全委員会の安全指針類は全面的な改訂が必要

安全委員会の班目委員長自身が安全指針類そのものに瑕疵（欠陥）があったことを認め、謝罪した。特に、昭和39(1964)年に策定された原子炉立地審査指針という時代にそぐわない指針に基づいて設置が許可されていること、今回の事故では、同指針が規定する「仮想事故」（重大事故を超えるような技術的には起こることは考えられない事故）よりも、はるかに多くの放射能が放出され、既存の発電所における安全性に大きな問題があることが明らかになった。また、原子力発電所を建てられるように基準を作っており、その全面的な改訂が必要であるとの認識も示された。

### ○従来の原子力政策は緊急時の備えが不十分

両組織とも原子力の安全を担う使命を持っているものの、緊急時の備えが不十分であった。その背景には、事故は起きないであろうという前提で推進されてきた原子力政策の根本的な問題がある。両組織に住民あるいは国民の安全を守るという意識が欠如していることも判明した。

### ○規制組織の専門性が欠如

組織としての専門性の欠如、組織の長としての専門性の欠如という問題も浮き彫りになり、独立性が高く科学的根拠に基づいた勧告や提言を出せる組織や制度の重要性があらためてクローズアップされた。また、事故を引き起こした当事国として、わが国に国際的な信頼に足る安全基準をつくる責務があることも浮き彫りになった。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第四号

本委員会の参与は平成二十四年二月九日(水曜日)副議院の議院により、次のとおり任命された。

- 木村 逸郎君 恩正 龍彦君
- 八田 達夫君

平成二十四年二月十五日(水曜日) 於衆議院第十六委員室

午後一時三十分開会

出席者

- 委員長 黒川 清君
- 石橋 克彦君
- 崎山比早子君
- 田中 耕一君
- 野村 修也君
- 横山 清徳君

大島 賢三君  
櫻井 正史君  
田中 三彦君  
野村 修也君

原日 春樹君  
寺坂 信昭君  
木村 逸郎君  
安生 徹君

参考人  
(原子力安全委員会委員長) 原日 春樹君  
(前原子力安全・保安院長) 寺坂 信昭君  
参考人 (前原子力安全・保安院長) 木村 逸郎君  
参考人 安生 徹君

本日の会議に付した案件

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会運営規程の取扱いの件  
原子力安全委員会の組織・役割と原発事故当時から現在までの状況等について  
原子力安全・保安院の組織・役割と原発事故当時から現在までの状況等について

○委員長(黒川清君) それでは、時間が参りました。国会による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、通称国会事故調と書いてありますが、

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

第四回委員会を開会いたします。

お手元にありますように、まず、きょうの項目の二番目ですけれども、委員会の運営についてお諮りいたします。

まず、委員会の運営に関しては、参与についてでございますけれども、当委員会の参与として、お手元の資料一に記載のとおり、原子力工学が御専門の木村逸郎先生、それから、放射線医学その他分子生物学が御専門の八田達夫先生、さらに、経済学、公共政策が御専門の八田達夫先生の三人が任命されましたので、御報告いたします。

次に、委員会運営についての二、運営規程というところでござります。この委員会の運営規程でござりますが、改めてお手元に配付いたしました資料一の家で進めたいと思っておりますが、特に委員の方から御異議ありませんか。

○委員長(黒川清君) それでは、異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) それでは、きょうの三、四に入りたいと思っております。まず、原子力安全委員会に関する質疑応答というところで、本日の参考人との質疑応答を開始しようと思っております。本日は、原子力安全委員会の班日委員長、それから、原子力安全・保安院の寺坂元院長においていただいております。

お忙しい中、お二人の委員長、院長に、国会事故調査委員会に御協力いただきましてありがとうございます。

今般の東京電力の福島原子力発電所事故当時、最前線の責任者として、大変な責任のある立場で、大変に御苦労されたお二人から、当時の状況それから経緯を伺い、原子力災害時の緊急対策について、

て、あるいは事故の被害の軽減対策について、また、今後の原子力安全のあり方について等について、有意義な議論をさせていただければと思っております。

まず、原子力安全委員会について、班日春樹原子力安全委員長にお伺いいたします。

きょうはよろしくお願いたします。班日委員長は参考人として御出席いただき、本場にありがとうございます。

早速ですが、福島第一原子力発電所事故が起きたことについて、これまで原子力安全についての総元締めという立場でおられました班日委員長は、過去の原子力安全委員会の活動についてどのように総括されていらっしゃるのでしょうか。まずお聞かせください。

○参考人(班日春樹君) まず、原子力安全委員会というところは、原子力安全の確保に関する根本的な考え方を示すということが最大の任務となっております。

したがって、そういうものを安全審査指針類としてこれまで発行してきたわけでござります。今まで発行してきた安全審査指針類にいろいろな意味で瑕疵があったということは、もうこれははっきりと認めざるを得ないところでござります。

例えば、津波に対して十分な記載がなかったとか、あるいは全交流電源喪失ということについては、解説の中に、長時間のそういうものは考えななくてもいいとまで書くなど、明らかな誤りがあったことは認めざるを得ないところで、大変、原子力安全委員会を代表してお呼び申し上げたいと思っております。

そういうことで、現在、原子力安全委員会では、このような安全審査指針類にしましては順次改定を進めているところで、原子力安全委員会は一

応この三月末をもって新しい組織に引き継がれるということですので、三月末を目指して、いろいろな中間取りまとめを外部の専門家の方にお願しているところでございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

確かに、今までのことでは、今度の福島第一原発でいろいろなお知らせが出てきたと思っておりますが、先生、特に御専門の立場もありませんし、こういう委員会の委員長とされて、全電源喪失という思いもかけない事故と今おっしゃいましたけれども、このようなことはどの程度に想定されておられたんでしょうか。

○参考人(班日春樹君) 安全委員会としては、大分前に検討した結果、我が国の停電の事情というものから考えて、諸外国と比べてその頻度は非常に低いだろうというデータをもって、全交流電源喪失というものは考えなくていいとしてしまっております。

それから、外部からの電源というのは基本的に安全系ではないというか、安全確保のためにはディーゼル発電機を生きていければいいということとで、ディーゼル発電機の安全性ばかりに気をとられていた。しかしながら、ディーゼル発電機だつて水没してしまえば使えなくなる。まさに、コモンコードといいますが、津波が押し寄せたときに、複数台用意しておいても一連にだめになるわけですね。

そういうことについての配慮というのが全くなされていなかったということは、大変な問題だったであろうと考えております。

○委員長(黒川清君) そうすると、やはりそういうことを、先生も御専門の立場ですから、特に低いところにあるディーゼルエンジンなんかもそうですけれども、想定されなかったんでしょうか。

○参考人(班日春樹君) これは、当時から私が

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会最終第四号 平成二十四年一月十五日

ずっと安全委員をやっているわけではございませんので、あくまでも推測になります。しかしながら、若干気になるのは、我が国と違って、例えばアメリカなんかを見ると、ステーションプラックアウトと言いますけれども、これについてはしっかりとこういうふうな対応をしないといけない、文書をつくってございます。そういうのを横目に見ながら、何ら対応もしなかったというのは問題であったと思います。

結局、この問題のさらに根っこにあるところは、諸外国でいろいろと検討されたときに、ややもすると、我が国ではそこまでやらなくてもいいよという、言いわけはありますが、やらなくてもいいということの説明ばかり時間をかけてしまつて、幾ら抵抗があつてもやるんだという意思決定がなかなかできにくいシステムになっている。このあたりは問題の根っこがあるのではないかと、うふうに私自身は考えてございます。

○委員長(黒川清君) その何となく離しいというのは、先生の御経歴だということとどこにあるんでしょうか、具体的に。

○参考人(班目春樹君) 私の立場でどこまで申し上げていいかわかりませんが、ある意味ではこれは官僚制度の限界といえますが、例えば、その担当の人間が大体、年ぐらいで日本の場合はわかつていくわけですね。そういうときに、物すごい大きい問題まで取り扱いますと、自分の任期の間に終わらない、そうすると、ややもすると、そういう大きな問題に手を出さないで、それで、いかにそういうことを議論しなくともいいかということの説明はかりやればい

と。日本の公務員制度というのは、基本的に加算方式ではなくて減点方式だと思いますので、そういう制度をとっている限りは、なかなかそこは深堀りができないんじゃないかというふうに思っております。

○委員長(黒川清君) それから、安全委員会の委員長の立場、あるいは安全委員会としては、先生

が先ほどおっしゃったように、特に海外で、いろいろな態様によって非常にスペシフィックなところか、どういうふうにするかという、副にきちんと記述された指針みたいなのが出てきますよね。そういうことについては、もちろん当事者の役所も知っていたんだと思うんですけども、議論しているうちにそうなんだという話ですが、例えば事業者に對してはどういうふうにならざるを得ないか、

○参考人(班目春樹君) 私は、我が国の場合、もつと事業者の責任というのを強く求めるべきだというふうに思っております。

そして、事業者と規制当局との間に、これはI A B Aなんかの安全基準にも書いてございますが、まさに、アラシクでオープンで、それでいてフォーマルならんとしたコミュニケーションがなされなければいけない。そこがどうもうまくいっていない。

ややもすると、護送船団方式といいますが、一番低い安全基準が何かを電力会社が提案すると、何となくそれが規制当局としてはのんでしまつて、今度は、それが出されると、国が既にここでお願いつきを与えているんだから安全です、と、安全性を向上させる努力というのを事業者の方ではやらなくなつてしまつて、何かそういう悪循環に陥つていたのではないかと。

やはり、本来安全確保の、義務的責任は、あくまでも電力会社にあります。したがって、電力会社は、国がどういう基準を示そうと、その基準をはるかに超える安全性を目指さなければいけないんです。それなのに、それをしないで済む理由として安全委員会がつくつてくるような安全審査指針類が使われているとしたら、大変心外だと思いますし、これからは決してそうであつてはならないというふうに思っております。

○委員長(黒川清君) 委員長は心外というお言葉でしたけれども、東京電力が今回のことで想定外と言つたけれども、いかがでしょうか。

○参考人(班目春樹君) これは非常に難しいところ

で、果たしてあれだけの津波をどれだけの人間が想定できたかはわかりません。

しかし、まず一つ申し上げたいのは、第一に、こういう津波自体が想定を超えるものであつたとしても、そこでもう手だてがなくなつてしまつたということはある程度はあつたわけですね。津波は想定を超えたかもしれないけれども、その先の防備というか防護対策が何家にもなされていべきである、これが原子力の安全を守る原則です。それがなされていなかったということは非常に残念だというふうに思っております。

それから二番目に、やはりあれだけの津波を想定できたかは別として、ある程度新しい知見とかが出てきていて、福島県沖においても大きな地震の発生があり得るといふ知見が出ていたわけですね。それなのに、それに対する対応がこれたということについても大変残念に思っております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それで、事故後の対応についてということと、野村委員の方からお願ひいたしました。

○野村修也君 委員を務めていただけています。野村でございます。

きょうは、大変貴重な御意見をいろいろいただきましてありがとうございます。

今、事故後の話について少しお話を伺いたいんですが、その前に一点だけ、今の委員長とのやりとりの中で、お伺ひしたいことがあるんです。

先ほど、やはり役所の人たちの仕事の仕方について、あるいは事業者の方が本来一義的な責任を負うべきだということの御発言、確かにそのとおりだと思つておられますが、私がちょっと承知しているところでは、委員長自身も、かつて、発電機を二台設けるべきではないかということなどが例えば訴訟等問題になった際に、そのようなことを言えば、そもそも原発の設計などはできなことをやれ、それを御発言されたという記録は国会でもそういう御発言をされたという記録が残つていないやに思つていますが、そういうことは御

記憶はないでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 発電機というのは多分、ディゼル発電機だと思ひますが、ディゼル発電機は複数台用意しなければいけない、これは安全指針にも書かれてあることなので、多分そうではなくて、ある程度、設計において専断を想定します。想定して、そこで一旦切り切る。これは設計をする以上はやむを得ないという発言をしているところでございます。

例えば、堤防を設計するときとだけだけの洪水まで考えなければいけないか、それを想定しなければ物をつくれません。ですから、物をつくるためには想定は必ず必要なんです。ただし、想定を超えた場合も考えなければいけない。そういう意味での切り切りは必要だとは言つておられますけれども、それ以外は一切と記憶にございません。

○野村修也君 わかりました。想定外のことを考えるということと切り切りをするということとは、どういふふうな御関係になるんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) これは、ディフェンス・イン・デプス、多重防護と言つておられますけれども、何層にも、何重にも深く守らなければいけない。ですから、物を設計するときには、ある想定のもとに設計する。だけれども、それで満足しないで、今度はそれを超えたことについても考えておく。またさらに、そこに防護策を用意しておく。さらにそれを超えた場合にも、これを何重にもやっておく。これが多重防護、ディフェンス・イン・デプスということでございます。

○野村修也君 そういふ意味では、安全委員会の方は、そういう意味での多重防護というので、しようか深層防護というのは、十分配慮されていたというお考えでよろしいですか。

○参考人(班目春樹君) いえ、配慮されていません。国際的な水準からいいますと、I A B Aなどで

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

は五重の防護という言い方をしております。事象の発生防止、遊反防止、それから影響緩和、その三層までしか考えてございません。これに対してI.A.E.A.などでは、さらにそこを超えてシビアアクシデントになったときの防護対策、さらには、最終的には防災対策といいますが、そういうところまで考えなさいよと行っているところを、我が国の場合は三重のところとめていた、そういう反省がございます。

○野村修也君 ありがとうございます。

では、先ほど委員長から言いましたような事故後の対応について少しお伺いしたいんですけれども、班日委員長は、御自身、国会で、安全委員会の非常時体制というのはできていなかったという御発言をされておられると思うんですが、これは具体的にどの点を指してそのように御評価されておられるのでしょうか。

○参考人(班日春樹君) 例えば、発災後、直ちに原子力安全委員会は緊急対応組織というのを立ち上げることになってございます。緊急対応組織を立ち上げるために、青森県メルルスシステムを使って非常招集をかけたんです。その招集は、実は私自身の携帯にも届かなければいけないんですが、鳴ったのはいいんだけど、届かなかったんです。

結局、こういう場合にこうする、ああするということを決めておきながら、携帯が通じない等々で、決められたとおりにほとんど何もできないという状況でございました。

したがって、実は電話もなかなか通じなくて、助言組織をなかなか立ち上げられなかったんですが、むしろ自主的に歩いて集まってきた方に助けられたという形なんです。そういう意味では、こういう緊急時に対する想定というのは十分であったというふうにつくづく感じております。

○野村修也君 ありがとうございます。

そうはいいながらも、原子力災害対策特別措置法に基づいて、委員長自身は、総理、その当時の

災害対策本部長に対して技術的な助言をされるというお役目を果たされたわけでありまして、今になって思うともう少し助言すべき点があったんじゃないかという感じが、もしお気づきの点がありましたら教えていただければと思います。

○参考人(班日春樹君) これは、当時の状況では非常に難しいと思います。

というのは、技術的な助言を与えるに当たっては、現状がどうなっているかという情報がないとできないんです。私が助言していた場所は、十八入ればもういっぱいになってしまおうような、しかも固定電話が二回線しかなくて、携帯電話も通じない場所で、情報がほとんど入ってこないんです。そういう場である助言というのはもう限界だったのではないかと自分自身では思っております。

ただ、実際問題として、私、あのころ、一週間に上はほとんど寝ていませんので、記憶がほとんどすっ飛んでしまっています。どういふ助言をしたのかというのも正確には覚えていないという状況です。ちょっと、まだその辺は総括できていないというふうな状況でございます。

○野村修也君 わかりました。

今おっしゃられたのは、官邸の五階におられたということでしょうか。

○参考人(班日春樹君) いえ、私はずっと、少なくとも十一日の夜の九時の時点からヘリコプターで飛び立つまでは、私の記憶では、官邸の地下にある危機管理センターの中二階という小さな応接室にいたと記憶してございます。

○野村修也君 その中二階におられる、あるいはその後は五階に移られたということでしょうか。

○参考人(班日春樹君) 現地にヘリコプターが飛んで帰ってきて、一旦四号館に帰っていますけれども、その後は、今度はむしろ五階の方にいらっしゃった。

記憶のある限りで結構なんです。三月十一日から十二日午後にかけて、そこで重要な決定として覚えておられることというのはどんなことがありませうでしょうか。

○参考人(班日春樹君) 先ほど申し上げましたように、私は本場に記憶がほとんど、生の形では残っていない。それで、その後、例えば政府事故調の報告書とか東電の報告書とかいろいろものを読んだり、あるいは安全委員会のほかの人と話したりで人分補いつつあってきていて、絶対こうだったという自信はございませんが、最も確からしいことと申しますと、まずは十一日ですけれども、二時四十六分の地震後、五時半ごろに官邸に向かっていると思っております。

それで、どうも会議室の前で待っていていもなく、保安院の平岡次長が何かによつと助けてくださるという一度呼ばれて、総理のところに行っているんじゃないかという気がします。そこにもう既に東京電力の方が呼ばれていて、とにかく電源車を運んでほしいという話になっていて、これは電源の問題なんですということに既になっていたと思っております。

それからずっと、今度は原子力災害対策本部が立ち上がるまでまた随分待たされて、それが終わった後、一旦、私自身は安全委員会のある四号館の方に戻ってございます。

九時になってから、再び、ぜひ来てくれということ、今度は官邸地下の危機管理センターの中二階の方にこもったわけです。今度はそこで、いわゆる全交流電源喪失という事態を知って、直流電源もなくなくなつておるんだという事を知って、その前からちょっとお感じだったので、この前からも、要するに、圧力を下げて、消防自動車でも何でもいかに何か使って水をかけるしか、これはもう手がありませんよと。東京電力の武黒フエローと相談しながらそういう助言をしたわけですね。

その前に、非常にはつきり覚えていたのは、海江田大臣から、当時の経済産業大臣ですが、我々は、東京電力というブライベートカンパニーから、ああしてくれこうしてくれ、自衛隊を使つて何かやってくれと頼まれても、政府決定できるわけではないので、おまえの口からいろいろ助言を聞きたいんだというふうな言われたことだけは非常に鮮明に覚えております。

それで、もうこれは、圧力容器の圧を下げるということ、今度は格納容器の圧が上がってしまったから、格納容器ベントというのをやらざるを得ない。格納容器ベントをするというのは、もちろん住民の避難が大前提になりますので、というふうなことで、格納容器ベントについての助言を行った、これは確かだろうと思っております。

その後、格納容器の圧が上がっていますよとかいふふうなあって、とにかくベントを急いでくださいと言った後、最後はヘリコプターに乗るまで何を言っていたかとなると、正確なところはほとんど覚えていないというのが実情です。

○野村修也君 ありがとうございます。

今、ベントの話が出てきたんですが、ベントについての技術的な説明を行われたのは委員長御自身という理解でよろしいですか。

○参考人(班日春樹君) 多分、私の口から、ベントというのはいくつかのことで、私の口から、ベントと聞いて、何か世の中に通ってしまっていますけれども、これはあくまでも圧力容器の燃料に水を入れるのが目的ですので、そのためには、しかし、最終的には格納容器の圧を下げるためのベントをしなればいけないということ、一生懸命その辺の解説をしていたらと思うます。

○野村修也君 今、水を入れるという話が出てきたんですけれども、海水注入が行われる際に、班日委員長御自身は、総理に対して、海水注入をすると再臨界の可能性はゼロとは言えないというふうな御発言されたらと報道ベースでは報じられているわけなんですけれども、この発言自身は真実と

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

いふふうに出てきてよろしいでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 私自身は、そういう記憶は実は全くございません。ただ、二つ確かなことがございまして、私の方から再臨界の可能性についてまでも言わないだろうと思えます。真水を入れるよりも塩水の方が可能性は低くなりますので、私から言ったとは思いません。それが一点。

第一点として、再臨界の可能性があるかと聞かれたら、これはゼロではないと必ず答えます。温度が下がっていくと、再臨界の可能性というのはゼロじゃないんです。

ですから、私自身、そういう発言をしたかどうかという記憶は全くないけれども、その二点だけは多分確かだろうということです。

○野村修也君 委員長の周りで、まさに海水注入が行われていたわけですが、そのとき委員自身も海水注入をすべきだとお考えだったのですか、それともすべきではないとお考えだったのですか。

○参考人(班目春樹君) もちろん、海水でも例でもいから水をつぎ込むべきである、当然、海水で結核で注から注入してくださーいといひ続けていると思ひます。

○野村修也君 ありがとうございます。

それから、あと一点最後に伺いたいんですが、官房長官は記者会見で、放射性物質が大量に漏れるような事故ではなかった、したがって直ちに影響はないという発言をされておられるんですけども、この御発言について、もし、班目委員長、その当時のことを御記憶がありましたら、その当時どう思っておられたのか、そして、今思えばこの発言は正しかったというふうにお考えでしょうか。

○参考人(班目春樹君) こゝもほとんど記憶がないんですが、当時の枝野官房長官の発言に対して私が何かサジェスチョンしたことはないと思ひます。

というの、実は聞いたときに、直ちに影響がないと言つて、我々原子力をやっている人間からは、喚起性のいわゆるがんの影響はあると言つていないんですね。ですから、多分私のサジェスチョンはしていないと思ひます。

それから、私自身があの水素爆発のシーンを覚えてどう思ったかという、まず第一は、ああ、これは格納容器の圧力が上がつて、それで、しかあるところですつとサチつていたということは漏れていたに違いない、当たり前だよ、というところは水素は当然出ていた、ということも爆発を考へなければいけなかつたんだとほとんど瞬間に思つています。

ただ、爆発のシーンを見た途端に、実は、一号機の爆発はオペレーションフロアの上といひますか、上の方だけが飛んでいひますので、逆に格納容器はもつたんじゃないか、事実、東京電力が周辺の放射線量が非常に高くなつて大変なことになつて、半分安心したという、こんなことを言つたら大変よくないことなのかもしれないけれども、そう思つたという記憶もございひます。

○野村修也君 済みません、あと、点だけ、先ほど最後と申し上げたので恐縮ですが、ペンと最後に申上げたので恐縮なんですけど、ペンの際に放射性物質が放出されるわけですが、ペンと、その放出量でありまつか被曝量について、評価、助言というのを行つたのも委員長でいらひますか、それとも、

○参考人(班目春樹君) いえ、ほとんど記憶がないんですが、これは実は時間とともに変わつてきていひます。

一番最初、夜の九時過ぎだったと思ひますけれども、それぐらいの時点では、まだ私は心は溶けていないと思つていひますので、このころ実はどうも溶け出したころじゃないかと思つていひます。ペントにしても放射性物質は入つて放出されていひないと思つていひます。これが、時間がたつにつれて、

これはもう心は溶けているかなと思ひ出し、このころで、だんだん危機感だけは高まつていひつていひるという状況です。

○野村修也君 炉心が溶けたかなというふうに考へをお変えになつたのは、大体いつころのことになりまつかでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 記憶でははつきりしないんですが、格納容器の圧力が設計圧力の五倍ですとか二倍ですとかという話が入つてきたころに、そうだろうなというふうな思ひがちらつと頭をかすめたやうな気がしまつた。

○野村修也君 ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。先ほど、ちよつと最後に、安全委員会の指針にかかわらず、海外でいろいろなことが起つていひて、いろいろリスクを少なくするやうなことを考へていひるというふうに言われました。何となく雰囲気、まあいかにという話があつたんですけれども、委員は、それは一義的に事業者がちゃんと責任を持つて常に向上しなかつていひけないことだと思つていひるの誰ですか、事業者がやつていひるか、やつていひないか、自発的にやつていひるか、それは投資家ですか、株主ですか、保安院の責任はどうなつていひるのか。

○参考人(班目春樹君) ですから、やはり日本のそういう規制制度が、国とかに基準を定めなさい、これをクリアしていらひた文句を言わないでくださいというふうになつていひること自体が問題で、今度初めて、いわゆるストレステスト、総合的安全評価という形で、国の基準はこゝまでだけだ、それを超えてどだけ努力していひるかと思つていひるの、そういう制度をどんどん入れなさい、なかなか事業者は努力を怠つてしまひがちで、このあたりをしっかりと改善するべきだと私は思つていひます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、事故後の対応について、幾つか櫻井委員の方から伺わせていひたいと思ひます。

○櫻井正史君 委員の櫻井でございます。若干、細かいことをお聞きするやうなことになるかと思ひません。

今、委員長の方から、当時大変混乱しておられた、記憶がなかなか混乱しておられるといひることを伺ひまして、私もよく理解した上であえて聞かせていひたいんですが、先ほど、ペントとの関係で住民の避難といひることを委員長はおつしやりましたけれども、住民の避難とかについて、官邸のいわゆる五階なのがあるいは地下の二階なのか、ちよつと場所が限定しませんが、決められるまでにはどんなことが話し合われた、どのような方がどのやうな意見を言われたといひることについて、わかつていひる限りでお話したいと思ひまひます。

○参考人(班目春樹君) 私は、どうも、一旦四号館に戻つた八時から九時の間に、福島県が二キロ避難の指示を出したとかといひる情報を待てから官邸に向かつていひるみたいで、官邸で二キロ避難でどうかと聞かれて、それで結構ですから、ぜひそのやうにしてくださーいと答えたのではないかとと思ひます。したがつて、二キロ避難といひる決定がどういひる形でなされたかといひることは、私自身は承知しておひりません。

ただ、原子力安全委員会では、実はPZの見直して、P-A-Zと書いていひますけれども、プレコリーナリー・アクション・ゾーンという、こゝに非常事態になつたら何が何でもぱつと逃げてくださーいというゾーンを決めようといひる議論を始めようとしていひたところでしたので、二キロと聞いたら何となくそれが頭に浮かんで、それで結構ですからぜひと言つたやうな気がしまひます。ただ、もう余り記憶ははつきりしていひません。

○櫻井正史君 くだいようですが、三キロでオーケーと理解されたといひるのを、もう少し、気持ちの根拠、そのときに頭に浮かんだことは例えばど



放射線量の実測に基づいた決定というのを主とすべきだと思っております。

ただ、SPPEEDIが全然使えないかという、そんなことはなくて、その発電所のある場所ではどういふふうな風が普通吹くとか、そういうようなことについてはあらかじめ計算しておけば、そういうことを気にしなればいけないかというのとはつきりわかるわけですね。ですから、そういうのをあらかじめとんとんとやって、それを防災計画にうまく組み込んでいただきたい。

○委員(黒川清君) 原子力安全委員会の方では、SPPEEDIについては、今回のことを含めて、正確性、いろいろな意味があるんでしょうけれども、その信頼性が低いために使わないというふうな方向だと今おっしゃいましたね。

○委員(黒川清君) 原子力安全委員会の方では、SPPEEDIについては、今回のことを含めて、正確性、いろいろな意味があるんでしょうけれども、その信頼性が低いために使わないというふうな方向だと今おっしゃいましたね。

○委員(黒川清君) 原子力安全委員会の方では、SPPEEDIについては、今回のことを含めて、正確性、いろいろな意味があるんでしょうけれども、その信頼性が低いために使わないというふうな方向だと今おっしゃいましたね。

○委員(黒川清君) 原子力安全委員会の方では、SPPEEDIについては、今回のことを含めて、正確性、いろいろな意味があるんでしょうけれども、その信頼性が低いために使わないというふうな方向だと今おっしゃいましたね。

○委員(黒川清君) 原子力安全委員会の方では、SPPEEDIについては、今回のことを含めて、正確性、いろいろな意味があるんでしょうけれども、その信頼性が低いために使わないというふうな方向だと今おっしゃいましたね。

○委員(黒川清君) 原子力安全委員会の方では、SPPEEDIについては、今回のことを含めて、正確性、いろいろな意味があるんでしょうけれども、その信頼性が低いために使わないというふうな方向だと今おっしゃいましたね。

足すことがなければ、原子力の安全基準についてちよつとお伺いしたいんですが、これについては大島委員。

○大島委員 委員の大島でございます。私の方からは、原子力安全、あるいは原子力の安全といった問題につきましての国際的な側面、国際的な視野、こういった見地から質問をさせていただきます。

原子力の平和利用につきましては、世界的に、一方で競争があり、他方で協力、特に安全性、セキュリティの向上については国際的な協力、基準づくりといったものがIAEAを中心に進んでおるわけですね。同時に、先ほどちよつと委員長も触れられましたけれども、アメリカでのB5bのことを恐らくおっしゃったんだと思うんですが、これも、いわゆる先例、グッドプラクティスを取り入れていく、そういう側面もあるうかと思っております。

いずれにしても、そういった国際的に合意されていく、つくられていく基準のようなもの、特に安全の問題につきまして、こういったものに對する日本、特に安全委員会の取り組み、その必要性に対する認識というのをどういふふうにとっておられるか、ちよつと冒頭お聞きしたいと思っております。

○参考人(班目春樹君) これからのことですか。○大島委員 今までも含めて。

○参考人(班目春樹君) まず、先ほど冒頭に申し上げましたように、我が国の場合には、国際的にどの安全基準を高めるといふ動きがあるところ、なぜ日本ではそれはしなくてもいいかという言いわけづくりばかりをやっている、真面目に対応してはなかったのではないかという思いがございます。

B5bなんかについては、安全委員会は全く実を知らなかった、今回初めて知って、ああ、これあれがたまに、九、一、一、核セキュリティの方の話としてあったんです、安全委員会の

所掌ではなくて原子力委員会の所掌で、安全委員会は全くんば核に置かれたということですね。これからのことなんですけれども、世界に對してこれだけの迷惑をかけた国としては、最高の安全基準を定めるのは当然の責務ではないか、これは、まず世界的な安全基準に追いつかなければいけないんで、それを追いついていく、それ以上のもので定めていく、これはもう国際的な責務だということに思っております。

○大島委員 ありがとうございます。少なくとも、今までは、従来においてはそういった国際的な動きに對してやや内向きであったけれども、事実としてそういうことがあるんじゃないか、こういうことであるわけですね。

特に安全基準につきましては、IAEAにおいて、基本安全原則というきちつとした国際的なルールができておるわけですね。その作成の過程においては、たまたま日本人の次長の方がリードをされたというものができたわけですね。

○大島委員 ありがとうございます。少なくとも、今までは、従来においてはそういった国際的な動きに對してやや内向きであったけれども、事実としてそういうことがあるんじゃないか、こういうことであるわけですね。

○大島委員 ありがとうございます。少なくとも、今までは、従来においてはそういった国際的な動きに對してやや内向きであったけれども、事実としてそういうことがあるんじゃないか、こういうことであるわけですね。

○大島委員 ありがとうございます。少なくとも、今までは、従来においてはそういった国際的な動きに對してやや内向きであったけれども、事実としてそういうことがあるんじゃないか、こういうことであるわけですね。

○大島委員 ありがとうございます。少なくとも、今までは、従来においてはそういった国際的な動きに對してやや内向きであったけれども、事実としてそういうことがあるんじゃないか、こういうことであるわけですね。

○大島委員 ありがとうございます。少なくとも、今までは、従来においてはそういった国際的な動きに對してやや内向きであったけれども、事実としてそういうことがあるんじゃないか、こういうことであるわけですね。

○大島委員 ありがとうございます。少なくとも、今までは、従来においてはそういった国際的な動きに對してやや内向きであったけれども、事実としてそういうことがあるんじゃないか、こういうことであるわけですね。

○大島委員 ありがとうございます。少なくとも、今までは、従来においてはそういった国際的な動きに對してやや内向きであったけれども、事実としてそういうことがあるんじゃないか、こういうことであるわけですね。

○大島委員 ありがとうございます。少なくとも、今までは、従来においてはそういった国際的な動きに對してやや内向きであったけれども、事実としてそういうことがあるんじゃないか、こういうことであるわけですね。

○参考人(班目春樹君) まさに先生のおっしゃる通りでございます、そのための最大限の努力をしなければいけないというふうに思っております。

○参考人(班目春樹君) まさに先生のおっしゃる通りでございます、そのための最大限の努力をしなければいけないというふうに思っております。

○参考人(班目春樹君) まさに先生のおっしゃる通りでございます、そのための最大限の努力をしなければいけないというふうに思っております。

○参考人(班目春樹君) まさに先生のおっしゃる通りでございます、そのための最大限の努力をしなければいけないというふうに思っております。

○参考人(班目春樹君) まさに先生のおっしゃる通りでございます、そのための最大限の努力をしなければいけないというふうに思っております。

○参考人(班目春樹君) まさに先生のおっしゃる通りでございます、そのための最大限の努力をしなければいけないというふうに思っております。

○参考人(班目春樹君) まさに先生のおっしゃる通りでございます、そのための最大限の努力をしなければいけないというふうに思っております。

○参考人(班目春樹君) まさに先生のおっしゃる通りでございます、そのための最大限の努力をしなければいけないというふうに思っております。

○参考人(班目春樹君) まさに先生のおっしゃる通りでございます、そのための最大限の努力をしなければいけないというふうに思っております。



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

<p>す。</p> <p>あえてきようは、むしろ自由に発言をしていいという場を与えていただいたというふうな考えです。個人的意思を述べさせていたんです。この問題というのは、最後は人だなというところをつくづくと思ひ知らされたということ</p> <p>す。</p> <p>つまり、例えば、実はきよう午前中も衆議院の予備委員会に呼ばれていましたけれども、その場で、三委員会がいろいろ規制庁という組織がいのかというふうな議論もありましたけれども、それ以上にやはり人なんです。安全性を高めるためには、最大限の努力、どんなに事業者が抵抗しようとしても最大限の努力をするんだという思いがいかに強いのか、それだけで決まってしまう。そうでないと、何か一生懸命言っているだけを考えて、現状のままでも何とかなるからというところにとどまりかねない。</p> <p>これはもう、組織の形態がどうかということよりは、そこを引っ張る人の意欲と知識が決まるのではないかと、どうも私自身思っているところでございます。</p> <p>○大島賢三君 ありがとうございます。</p> <p>○野村修也君 今までの組織を引く張ってこられたのは委員御自身なわけですね。</p> <p>○参考人(班目春樹君) はい、さようでございます。</p> <p>○野村修也君 ということは、何か先ほどから官僚の動き方が悪いとか事業者が悪いとおっしゃっておられるんですけども、人として最もおかしな動き方をとっていたのは委員長御自身なんじゃないんですか。</p> <p>○参考人(班目春樹君) それは、ある程度のことろは認めざるを得ませんが、私も、実は原子力安全委員会に来たのは二年弱前、平成二十二年の四月の二十一日だったか何かです。</p> <p>それから十一月か月弱で発災になっていて、それから十一月までの間にいろいろと中で議論をして、例えば、シビアアクシデントの規制要件</p>	<p>化は絶対に行わろう。安全指針類についてもいろいろ見直そうということをやろうとしていた。今言っても言いわけになってしまおうので余り言いたくないんですが、やろうとはしていたということだけは、ちよっと、あえて言わせていただきますかと思ひます。</p> <p>○委員長(黒川清君) 先生のところのスタッフについて、先生ほどのくらい満足して、何が必要だと思われませんか。何人くらいいるんですか、委員だけじゃなくて、スタッフとか。</p> <p>○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会という組織は、白人と言っていますけれども、実際には七十名くらいがいわゆる常勤のスタッフです。それ以外に三、四人くらい、非常勤の技術者という方を抱えています。技術者の方というものは、例えば昔の原研のOBだったり、そういう専門家の方ですが、残念ながら非常勤です。</p> <p>それ以外に、指針をつくるために、例えば石橋先生なんかにも御協力いただいたりなんかして、まずそれと、外部の専門家というのを合計三百人くらい抱えています。ただし、この方たちはあくまでも、本来、大学の先生であったり病院の先生であったり、そういうような方が、そういうときだけお手伝いいただく。</p> <p>こういう非常勤にも、緊急時組織を立ち上げるわけですから、そういうところに集まってくる方々も、本職は別に持っている方が集まってくるという体制になっているというところでございます。</p> <p>○委員長(黒川清君) いや、だから、ふだんからの常勤の人たちの質はどうだと思ひますかというところで。</p> <p>○参考人(班目春樹君) 少なくとも、私が着任しているという人たちが話し合った結果、随分改善はしていただけて、私の手足となつて働いてくださるようになりかけたかなというところで事故が起こったというのが実情でございます。</p> <p>○委員長(黒川清君) それでないと、幾ら変えて</p>	<p>も、その人たちが移るだけでは意味がないですからね。</p> <p>○参考人(班目春樹君) そこを何とか、制度をうまくつくり込んでいただきたいと思います。</p> <p>○委員長(黒川清君) 恐れ入ります。ありがとうございます。</p> <p>それでは、今度、石橋先生。</p> <p>○石橋克彦君 委員の石橋です。</p> <p>今の話と関連することですけれども、ちよっと次元が下がるかもしれませんが、冒頭、委員長が指針類を今見直している最中でおっしゃった、そのことに関して具体的に伺いたいと思ひます。</p> <p>原子力安全委員会では、現在、安全設計審査指針と耐震設計審査指針、これの見直しをなさっているんだと思ひますけれども、この二つの指針について、その改定に向けての現在の進捗状況と、それから今後の見通しというのを、簡単に、簡潔に御説明いただきたい。</p> <p>○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会自体が三月末でなくなりまして、二月末までに中間取りまとめを行っていたことと思ひます。</p> <p>それで、安全設計審査指針の方に関しましては、残念ながら全面的な改定というわけにはいきませんので、全交流電源喪失対策と、それから最終トシク対策あたりについて、これはむしろ深層防護でいくと第三層より第四層まで踏み込んだような話になるんですけど、それまで含んだ形の取りまとめを行って、後は新組織に引き継ぐというふうな思ひしております。</p> <p>それから、耐震設計審査指針の方でございますけれども、こちらについては、確かに津波に関する記述が非常に少なかったもので、津波に関する記述をつけ加えた上で、さらにそれに対する手引などもつくつて、これも安全委員会自身がなくなつてしまふので、指針として決定するというところではなくて、あくまでも中間取りまとめという形で規制行政に送ろうと思ひます。</p> <p>というの、指針の改定ということになってし</p>	<p>まうと、実はパブリックコメントを受け付けなければいけなかったりで、日程的に間に合わないというところから、中間取りまとめを受け継げば、これは新組織の方でしかるべきと受け継ぎました。ただ、この問題というふうな考えられていることでございます。</p> <p>○石橋克彦君 ということは、まだしばらくの間、この二つの指針に関しても、現行の不備を抱えたままのものがまだ使われるということですか。</p> <p>○参考人(班目春樹君) 現実問題として、昨年、発災後、原子力安全・保安院の方で緊急安全対策を打つたということを出してございます。このための例えば省令の改正等も行っていらっしゃるはずですが、したがって、実績としては、それらに基づいた形で行われているというふうな認識でございます。</p> <p>ただ、耐震の話については、例えば安全委員会なんかも、今回の地震変動が相違起こっていますので、応力分布なんかも人分変わったことですので、そういうのを含めていろいろと再調査等をしてくださいというお願いを保安院の方に出しているところで、そういうものの答えを待っているという状態でございます。</p> <p>○石橋克彦君 ただ、三月二十日の保安院の緊急安全対策の指針、でも、こういうのはやはり応急的なもので、要するに、プラントの基礎体力をさつちり安全を担保する、そういう観点ではまだ今移行途中だということですか。</p> <p>○参考人(班目春樹君) もちろん、そういう意味ではそのとおりでございます。</p> <p>○石橋克彦君 次に、安全審査指針の根底にある原子力立地審査指針のことをちよっと伺いたいです。</p> <p>これは、原則として、大きな事故の誘因となるような事象が過去にも起るん持来もない、そういう場所原則立地しなければいけないということをおっしゃっていますし、それならば、重大事故の発生を仮定しても、あるいは仮想事故の発生を仮定し</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

でも、ちよつと表現が違いますけれども、両方とも、要するに、周辺の方々に著しい放射線被害があるいは放射線被害を与えないことというところを目標にしていますよね。

この方針に関して、福島原発事故を目的の当たりになさって、どういふふうに今評価なさっているのか。

○参考人(班目善樹君) 正直申し上げて、全面的な見直しが必要だと思っております。私の方では、原子力基本法がそもそも改正になるというふうには聞いています。これまでの考え方というのは、どちらかというと人への被害ということだったんですが、今度、基本法が改正されて、人と環境の被害を防ぐということになるというふうには伺っております。

今までの例えば立地方針に書いてあることだと、仮想事故とかいいながらも、実は非常に甘々な評価をして、余り出ないような強引な計算をやっているところがございます。ですから、今度、原子力基本法が改正になれば、その考え方の一つとして全面的に見直しが必要だとおっしゃるべきものだとおもうのが、これは私の個人的な考え方でございます。

○石橋克彦君 先生個人としては、できるだけ早くにそういう根本的な改定をすべきだとお考えなわけですね。

○参考人(班目善樹君) はい、そのとおりでございます。

○石橋克彦君 ですから、現在では由らりんな状態なわけで、三・一一以降、要するに指針類全体の不備が誰の目にも明らかになって以降、稼働している、あるいは一時的にとまっているけれども再稼働しようとしている、そういう既設の原発は、その安全性に関しては、適正な安全審査指針類で保証された安全性というのがいままに動いている格好になっていくわけですね。国民の中には、これはもう、まるで適正な事故を受けていない大型タンカーが市街地を突っ走っているようなものじゃないか、怖くてしょうがないんじゃないかとおっしゃる方もおられるわけですね。

いふ声もあるわけですね、このあたりはいかがお考えですか、この現状に関して。

○参考人(班目善樹君) まさにおっしゃるとおりで、現在のところできてきているのは、例えば原子力安全、保安院の方から出された緊急安全対策に対しての手当てがなされているとか、あるいは指針類の見直しも、大変残念ながら、全交流電源喪失だとか津波だとかに対する配慮が足りなかったところ、そういうところを直すという暫定措置にとどまっていますのは事実です。

したがって、石橋先生がおっしゃるように、これは全面的に見直しを早急に始めて、残念ながら、原子力安全委員会もあと一月ちよつとでなくなってしまうので、新規制庁の方で、しっかりとしたものにとつとて、今度にはバックフィットも法律化をされるというふうには伺っていますので、審査をもう一度直直されておっしゃるべきだとおもうふうに思っております。

○石橋克彦君 はい、わかりました。

ですが、一方で、班目委員長は七月六日に、経産大臣に宛てた文書で、現実的には原子力安全、保安院に、例の既設の原発の安全性に関する総合的評価というものの実施を求められた。これが、現在行われているストレステストの出発点になっているわけですね。

このストレステストと、今おっしゃった安全審査指針類が今のところ不備であつてということとは、どういう関係にあるんでしょうか。

○参考人(班目善樹君) それぞれ両方とも必要だと思っております。要するに、国が既設の原発に、これは当然決まなければならない。これに照らさなければいけない。それと同時に、いろいろな緊急安全対策を打つた結果として、実力がどうなつてきているかというのを事業者がみずからがしっかりと調べて、これも当然やらなければいけないので、まさに車の両輪だろつと、そういうふうにお考えいただければと思います。

○石橋克彦君 ただ、先ほどちよつとおっしゃ

いましたし、今もおっしゃいましたけれども、国は安全基準について最低のレベルを決めて、プラントの安全性を本当に保証するのは事業者が、事業者が努力すべきということをおっしゃいました。一方で、世界の水準は、規制の基準は非常に高くなつてきている。それに対して、日本は非常に低くなつてきている。それを十分に高めて、追いついていかなければいけないとおっしゃっているんですけれども、ちよつとこの両方、矛盾するようないくつかあるんです。

○参考人(班目善樹君) これは両方を進めなければいけません。ちよつと日本と違つて、アメリカなんかの状況を言いますと、アメリカなんかでは、事業者が自主的にほとんど安全性を高める努力をする、その結果、全体的に国が縛る範囲というのを高めてもよくなる。そうすると、さらに努力を要するに、グッドプラクティスがあれば、グッドプラクティスを求めたうえで同時に、なぜほかのプラントではそれはできないのかということも問ひかける形で、どんどん全体の水準を高めていく。ですから、国の基準も向うでいく、それに先行して事業者自身がみずからのプラントの安全性を高めていく、これを常にやり続けなければいけない。

継続的改善というのはそういう形で進むべきもので、いきなりとんでもない基準をほん二三示せばいいというものではないというふうには我々は考えています。

○石橋克彦君 我々と今おっしゃいましたけれども、それは班目委員長個人のお考えではなくて、今の原子力安全委員会としての方向性、考え方はどうですか。

○参考人(班目善樹君) 原子力安全委員会は五人の合議制です。五人の合意をとつたというところではございませんけれども、原子力安全委員会の山では、結局は継続的改善への道を開くことが一番大切なことだということでは、大抵意見が

一致しているというふうには思っております。

○石橋克彦君 ですが、アメリカでは、例えばアメリカのNRCは去年の七月に、福島原発事故を踏まえた二十世紀のリアクター・セーフティーに關して、非常に高まるためのコンメンタリーを出していますよね。ですから、そういうものに比べると、やはり日本の国の基準、指針は非常に低くて、それはそれで、一方で高めていって、両方で競争していくべきだということですね。

○参考人(班目善樹君) そのとおりでございます。

○石橋克彦君 ちよつとストレステストに戻りますと、ストレステストを始めたヨーロッパでは、これは、施設の弱点を見つけて、クリフエッジとか何かそういう弱点を見つけて、それを改善していくための手法が主眼になつていふところなんです。

そういうことは、それはそれで日本でもやつた方がいいことだとは思いますが、一応現状では、国の安全審査指針類が非常にレベルが低い段階で、このストレステストに合格したらそれは再稼働していいということになるんですか。その辺の關係はどうなんですか。

○参考人(班目善樹君) ですから、ストレステストというのは、安全審査基準のつとつて行われるものではなくて、もつと上を目指してやるものなので、それを見せたいだけだ。安全審査指針のつとつていふから文句ありませんねというふうには事業者が言つてきたら、文句ありませんと答えようと思っております。

○石橋克彦君 ただ、ちよつと細かいことになりましたけれども、このストレステストは、かなり緊急的というのか、要するに基礎体力を高めるという話ではなくて、例えば、具体的に大飯三号、四号でいえば基礎地盤七〇ガルの何倍まで大丈夫だという話で、これのテストの方法も、今結論として報道なんかされているのは、七〇ガルの一・八倍の二百六十ガルまでは大丈夫ですということになつていふわけですね、地震動が大きくなれ

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

ば当然それは地震が大きいわけで、ソースが大きいわけです。

したがって、振動の継続時間とか、それからスベクトルとか周波数成分、そういうものが変わってくるわけで、指針類に基づいて安全審査あるいはバックチェックをするときには、その辺もきちっと見て、要するにプラントの基礎体力というのが高まっていくわけですね。

だけれども、現在、日本で行われているストレステストは、単に倍率を掛けるだけで、だから基礎体力を高めるものではないと思うんですけれども、その辺、いかがお考えですか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会が経済産業大臣宛てに出した文書では、まさに、みずからプラントの弱点、脆弱性をちゃんと把握して、頑健性を高めるようなそういう評価をやった方がいいということになっております。それに対して、一次評価と二次評価という形でやりますというふうに言ってきたのは、これは原子力安全・保安院の方で、とりあえずそれでやりますというので、それでやるということ自体は了承してございます。

ただ、最終的な目標は、まさに全体としての頑健性を高めることなので、どうも、原子力安全委員会が存続する間に二次評価の結果を持ってきてくださるような気はだんだんなくなってきました。そういうんですが、最終的には石橋先生がおっしゃるようなことをやっていただきたいと原子力安全委員会として願っています。

○石橋克彦君 最後に向いますけれども、おとといですか、保安院から大取三号、四号に関しては原子力安全委員会に報告が出たそうです。報道によると、班目委員長は、原子力安全委員会が存続している間に結論、検討結果を安全委員会として出したいとおっしゃったみたいですが、それは今でもそういうお考えですか。

○参考人(班目春樹君) やはり、できたら出したと思うんですけども、これは、原子力安全・保安院の方の回答次第では、そうでない場合もあり得るというふうに向答していると思えます。

○石橋克彦君 わかりました。どうもありがとうございます。

○野村修也君 済みません、何度も御質問して恐縮なんですけれども、今、ストレステストとその安全指針との関係について、これは次元の違うものかというところはよく理解できたんですけれども、もともと、その安全審査指針の中に仮想事故という概念がございますね。

これは、起こらない事故ということで、起こった場合にどのくらいの放射線量が出るのか等を考えながら、その周辺の避難住民の健康被害との関係で検討をしていくという考え方だと思っておりますが、今回、実際の福島島の事故では、仮想事故で想定していた放射線量の何倍の放射線が出たのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 多分、百倍近く出ているのではないかと考えていますけれども、ちよつと済みません、野村修也君、千倍出ているかもしれないですね。済みません、計算がちよつとできないので、ごめんなさい。

○野村修也君 私が間違っていないければ、千倍ぐらい。

○参考人(班目春樹君) では、千倍だと思えます。

○委員(黒川清君) 一万倍ぐらい。

○野村修也君 一万分も出てしまっているわけなんです。それらももともと基準がとんでもない計算間違いということではないのでしょうか。そのことについて責任というのはないのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) とんでもない計算間違いというか、むしろ逆に、敷地周辺には被害を及ぼさないという結果になるように考えられたのが仮想事故だと思うを得ない。

申しわけございません。これを定めたとき、私自身、安全委員であったわけではないので想像ですけれども、このあたりはもう根本的に反省して、再出発するしかないと思っております。

○野村修也君 今おっしゃったことというのは、結局、一万倍出るといふ計算から始めてしまうと、日本のこの国土の中では住むところがなくなってしまうというふうな、恐らくそういう計算になつてしまつてしまうんですね、距離からいけば。

ということでは、逆に言うと、このくらいまで人が住んでもいいというふうな逆算すればこれしか出ないという計算をしたんじゃないかと御指摘だという理解でよろしいですか。

○参考人(班目春樹君) そのとおりです。

○委員(黒川清君) それは、多分そういうことなんでしょ。立地の指針ということが、仮定がどこかでずれてきてしまった、もとは多分アメリカとか同じレベルでやっただと思いたいですけれども、幾つかの仮定の設定をしっかりと見直さないと、いけないんじゃないかと思えますけれども、それはやるんですか。

○参考人(班目春樹君) 大抵、立地指針なるものが必要なのかどうか、ちよつとよくわからない。というのは、立地指針は非常に重要な構造をしていまして、基本的なことを考えた後、今度は、いろいろな詳細設計が済まない最終的な解が出てこないという非常に重要な構造の指針になっていまして、もうちよつと抜本的な見直しが必要かとは思っています。

○委員(黒川清君) それは専門家として何かありますかと、石橋さんか田中先生か。いいですか、一番最初の立地指針の話は。

○石橋克彦君 確かに、根本的に考え直さなければいけないというのを今の原子力安全委員長がおっしゃるというところは、大変強いわけですから、どうも要するに、どういふところから建てていくか、というところから建ててはいけないんだということ

がもつとはつきりわかるように、明快なことをすばつと決めればいいのかと思うんですね。

しかも、あれは一九六四年、昭和三十九年ですよ。ですから、あれがいたに生き延びていて、その改定を誰も責任ある側が言ひ出さなかったということが、ある意味では、そういうことが積み重なって福島島の事故が起こってしまったわけですね。

ですから、今後も、その組織が変わっても、多分御要職に当たられる可能性は高いと思いますから、ぜひお願いします。

○参考人(班目春樹君) 多分、その可能性はゼロだと思っております。

○田中三彦君 田中です。ベントのことでもちよつと確認だけさせていたいただきたい。

ベントというのは、やはり放射性物質を出すか出さないかという非常に重要な問題だと思えます。格納容器から、聞き間違いでなければ、先ほどの御説明の中で、まず、ベントのことを思い出したというのが二月十一日の夜のことであったと思えますけれども、そのときには、減圧による注水のことを考えて格納容器の圧力を下げようと思つたというふうにおっしゃったように聞こえました。

○参考人(班目春樹君) はい、そういうふうにご覧いただきたいと思います。

○田中三彦君 ということは、そのときは水素発生することは考えていらつたらなかったということ意味ですか。

○参考人(班目春樹君) その時点では、要するに水素発生がほとんどSR弁から噴いて、格納容器の圧力が上がっているものだと思ひ込んでいます。

○田中三彦君 ただ、それは、水素発生がSRV經由だとどうして上がるんでしょうか。凝縮してしまいませんか。

○参考人(班目春樹君) ええ、ですが、だんだん格納容器のサブプレッションプールの水温が上がつ

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

ていつて、それで蒸気発生が起こっているのではないかと推察していました。明らかに間違いでしたけれども。

○田中三彦君 そうすると、東京電力がその後、夜中に考えて、手動の準備をし始めるベントというのとは、ちよつと意味が違ったベントを考えていらつしやうか。

○参考人(班目春樹君) そのとおりです。時間が遅いのです。

ですから、実際に格納容器の圧力が上がり出したのは多分夜中を過ぎていたと思ひますけれども、そのあたりから、私自身は相当に何か頭の中であるようなことを考えて不安になっていたと思ひます。

○田中三彦君 そうすると、水素はまだそのときには発生していなかつただけだともという理解をされておられて、その後、だんだん水素のことが頭の中にくくつてきた、そんな感じではなかつたか。

○参考人(班目春樹君) ちよつと、そのときにかくいろいろなことを考えていたのでもう言えませんが、知心が溶ければ水素が発生するのは、これはもう白明ですから、水素のことに頭がいかなかつたわけでは絶対ありません。

ただ、それがどの程度だったかというところ、ちよつとはつきり言えないのが実情です。

○田中三彦君 もう一つだけ、済みません。水力学的動荷重のほうを多分なされていると思ひます。今回は、地震動と水力学的動荷重が重なるとか、そういうようなイメージは一瞬お待ちになつたことはございますか。

○参考人(班目春樹君) 今回に関しては、時にはなかつたですね。そういうことよりも、余震源震央という話をばつと聞いて、そちらの方の対策としてどういふことが打てるのかということにはかなり頭がいつていたという状況です。

○田中三彦君 ありがたうございませう。

○委員長(黒川清君) ちよつと一つ戻つて、今、石橋先生がおつしやうた立地審査指針のところ、仮定の事故にしろ重大事故にしろ、想定外じゃ

ないけれども、今回は全くレベルが違うわけですね。だから、そういうところまで戻さないと、今度の、さつぱおつしやうた新しい法律をつくらうとしていくというのには、そこまで考えているんでしようね。

○参考人(班目春樹君) 要するに、今まで日本では、シビアアクシデントは、これは事業者が自主的に対策を打っておけばよくて、規制の対象外だつたんです。しかし、現実にはシビアアクシデントが起こつたわけですね。

したがって、これからはシビアアクシデントもちゃんと規制の中に入れますというところに今度の法律改正案はなつていくというふうに理解していただきます。

○委員長(黒川清君) 事業者の責任。

○参考人(班目春樹君) いや、違います。今度は規制もちゃんと関与する。

○委員長(黒川清君) 今までは事業者の責任だつたんですか。

○参考人(班目春樹君) ええ。ですから、非常に変なことが起こつていまして、多分、田中先生は詳しいと思ひますが、例えばベントのための配管というのは、これは設計上の対象にするなつていないんです。

○委員長(黒川清君) そうでした。それは最近ですわ。もつと後の話でしたね。

○参考人(班目春樹君) 今も多分なつていないんです。根本的に見直さなきゃいけないところですね。

○委員長(黒川清君) わかりました。ありがたうございませう。

その次に、それでは、健康被害問題について、崎山委員と横山委員、お願いします。

○崎山比早子君 委員の崎山です。よろしくお願ひします。

安全委員会では、住民の健康被害の防止について、どの程度の優先順位で考えられていたんでしようか。

○参考人(班目春樹君) とにかく、住民の健康被害を起こさないこと、それはもう第一優先順位だ

というふうに考えております。

○崎山比早子君 第一。

それで、そのためにはどういふ施策というか指しをなさつたんですか。

○参考人(班目春樹君) 例えば、住民避難の話は、これは私がしたかどうかはちよつと本当におかしい形で行われていました。しかし、三キロ、十キロ、二十キロという形で行われている。これが第一点ですね。

あとは、原子力安全委員会というのは、こういう事故が起こつた後は、基本的に助言機関ということになります。それで、原子力災害対策本部の方からいろいろ技術的な質問事項がやつてきます。それに対してどんどん回答しているということをやつています。

その中には、例えば、汚染剤なんかの服用についての質問も多分あつたはずですし、それから、スクリーニングとつて、いろいろ放射性物質で汚れている人にとつて対応したらいいかという質問もあつたでしょうし、そういうような皆さんの質問に次から次へと答えていた、これが原子力安全委員会の対応でございます。

○崎山比早子君 汚染剤の配付ということについて助言をなさつたわけですね。

○参考人(班目春樹君) はい、してると思ひます。

○崎山比早子君 それは本端までちゃんと届いたんですか。

○参考人(班目春樹君) いまだらつて、原子力安全・保安院の方に問ひ合わせていますけれども、回答がございませぬ。

原子力安全委員会としては、緊急助言組織の鈴木元先生が汚染剤を服用させないよという助言を写しているらしいんですが、それがどこかで消えてしまつています。

○崎山比早子君 それはどうしてなんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会の方ではわかりませぬ。甲一わけございませぬ。

○参考人(班目春樹君) ままにおつしやるとおりで、こういうときに汚染剤を一度飲まなくてもらつて渡すなんというのには、机上の空論にすぎなかつたと思つております。

そういう意味では、少なくとも、発電所の方の状況が差し迫つたときにすぐ逃げたいただくような範囲の方には各戸配付をあらかじめしておくとか、そういうようなことも含めて、現在、防災指針なんかの見直しをやつていくところでございます。

○崎山比早子君 見直しをやつていくと。

番初めに、安全委員会ヨウ素剤検討会でもそういう案は出たはずなんですけれども、すぐ消えてしまつたという感じ。私は、ヨウ素剤検討会が傍聴していたことがあるんです。

○参考人(班目春樹君) いつのですか。

○崎山比早子君 一番初めのヨウ素剤検討会です。

○参考人(班目春樹君) ヨウ素剤検討会というのは、安全委員会の方ですか。

○崎山比早子君 安全委員会。

○参考人(班目春樹君) その医療分科会でしようか。

○崎山比早子君 ええ、そうです。

○参考人(班目春樹君) いや、消えていないと思ひます。各戸配付。

○崎山比早子君 はい、そのときは消えて、今、各戸配付していませんよね。

○参考人(班目春樹君) はい、今はしていません。

○崎山比早子君 そうですすよね。

それから、四月十一日に安全委員会は、百ミリシーベルトは健康への影響はないというふうにしていました。衆議院の科学・イノベーションの委員会、安全委員会の委員が、百ミリシーベルトで被曝すると、生涯、〇・五%のがん死亡率が上乗



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

を、許面被曝状況といいますが、年間一ミリシーベルト以下になるように努力し続けなければいけない、そういうことになっていきますので、関係者ももっと高いところにあるかもしれないという議論は一切なしに、やはり最終的には年間一ミリシーベルトを目指して最大限の努力をすべきである、これが基本的な考え方でございます。

○横山禎徳君 ということは、先ほど決定論から確率論へとおっしゃったということは、ここから以下はいんだとかいうことではなくて、どの場合にも、それとはちよつと違うお話をしますか。

○参考人(班目春樹君) 全く違う話です。済みません。

健康影響の方とは全く別に、どういう事故を考えた方がいいかというときに、直径が六十センチもあるような配管がばかつと切れることまで考えているんだからもういいでしょうと百わらないで、もうちよつと現実的にどういうことが起こり得るのかというのを全部洗い出して、そういうものの確率もちゃんと計算して、そうした上でこういう事故に備えるようにしましょう、そういうふうな方針に変えるべきであるということをお願いしたつもりでございます。

○委員長(黒川清君) 今の多分、一つは、放射性廃棄物の処分をするときに、セシウムでいうと、百ベクレル・パー、キログラム以上であれば、これは放射性的な廃棄物だというふうになんぞすることになっていくんです。ところが、食品については、今回の厚生省から出たのは、例えば同じ放射性的なセシウムでいうと、飲料水、牛乳、乳製品は二百ベクレル・パー、キログラム以上はやめなさい、それから野菜類その他では五百ベクレル・パー、キログラムというところ、放射性廃棄物よりはるかに高い値を食べてもいいのかという話に解釈されるんじゃないかな。

後で調べていただいて、ちよつとお返事いただければいいかな。

○参考人(班目春樹君) はい、済みません、ちよつと勉強不足で申しわけありません。

○委員長(黒川清君) そう思いますので、その辺、またちよつと書いていただければよろしいかと思えます。じゃないと、早急に訂正しなくてはいけないのかもしれないとちよつとこちらも思ったので、さういふ質問が出たんだと思えます。最後に、石橋先生から。

○石橋克彦君 ちよつと一つ、このお話の最初に、原子力はもちろん住民の健康被害の防止を第一に考えていますという趣旨のことをおっしゃったと思うんですけども、いや、それが、本当かなと言つては失礼ですけども、というのは、また立地審査指針に戻りますけれども、立地審査指針の「基本的目標」というところに、「万一の事故時にも、公衆の安全を確保し」と書いてありますけれども、その次に、「かつ原子力開発の健全な発展をはかることを方針として」と書いてあって、やはりこれははかりにかかって、必ずしも住民の健康第一ではこれまでもあったのではないかと、これは多くの国民が思っていると思うんですよ。

これは班目委員長個人に申し上げているわけではあります。やはりこの辺も、福島の事故を踏まえて適切に反省していただかなければいけないと思うんですけども。

○参考人(班目春樹君) 原子力基本法もまさにそういう書き方をしております。ここも含めてしっかりと国会でも議論がされるものというふうな期待しているところでございます。

○委員長(黒川清君) きょうは本場にありますがどうも思いました。委員としても、先生とフランクな意見を交換できて非常によかったです。委員長の今回の事故というのには、本当に皆さんも余り予想していませんが、委員長として、原子力安全委員会としては、ある目標、それによって何が達成されたとは言にくいものかもしれないけれども、その次に、いろいろ変わってきましたよね、いろいろな意味で、社会も変わってきたし、今度法律も変わってくるという話ですが、これをどういうふうに変えていくかは引き継いでいくのか。

それから、今の先生のスタッフもそうですけども、それだけの適材適所というのはいくらも大事だと先生おっしゃったけれども、私もそうだと思うんですよ。そういう意味では、どういふふうにお考えか。そういうのをきくとおっしゃるというふうに思っています。

○参考人(班目春樹君) これだけの事故を経験して世の中が変わっていることをとにかく踏まえると、今までも同じように、外国では気にしているけれども日本では起きませんよなという、そんな言いわけが通用しなくなっている。これは明々白々です。そういう中で、きちつと機能するような組織であり制度であり、それを支える人であつてほしいし、そういうふうになることをまさに国民全体できちつと監視していかなければいけないというふうな思つておられます。

私も、お互いにこれからこういう事故からどう学ぼうかということ、委員会の問題、独立性の問題、人材の問題、そういうものが非常に今問われているわけでも、マネジメントその他のシステムの問題とかいうものがかなりあからさまになつてきたわけですね。そうすると、日本の原子力推進の基本にあるのは何なのかということ、向こうも日本語で書いてあつてもかなり調査していますから、そういうことからいって、先ほど出ましたけれども、立地審査指針というのが昭和三十一年につくられたことの問題も、ちよつと先生の御意見も伺いました。今から考えてみると、日本がそういうのをつくつたのは、明らかにアメリカのルールをまですぐ初は採用しながら、先生がおっしゃったように、いろいろな事故から学んで、どんどんきつくといていくというプロセスがあつたんだけれども、実はそれが結構緩かったんじゃないかという話は、日本だけではなくて世界が実は注目して、もう知つてしまつておられることですよ。

だから、それに対応できない限り日本の国の信用はなかなか大変だろうと思うんですが、そういうことからいって、あの設置基準そのものからいって、意外にもどのところからは合わないところが結構あるんじゃないか、もう建てられてしまつてあるんじゃないかという話も、あるルールのもとでは多分できているのかもしれないけれども、実際はかなりモディファイされたものを入れただけで、そこからちよつとも進んでいないということが結構わかるんじゃないかと思うんです。そういうことからいって、発電所が幾つもあるかもしれないということなどは、先生の御専門からいってどう思われますか。

○参考人(班目春樹君) まさにこれからしっかりと、多分ストレステストというのも行われるんでしようし、指針類の根本的改定も行われると思えますけれども、それに合わないものは当然廃止していく。そういう中で、本場に、総理がおっしゃったように、世界最高の安全水準というのを目指すんだというところの決心をもう一度し直す必要があるというふうな思つておられます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。世界一の安全ということもそうなんだけれども、事故が起きたときは、その国民なり住民の安全と避難ということをやはり考えないといけないという話も、もう一つ出てくると思います。そんなことで、本場にきょうは、班目委員長のフランクな意見を伺わせていただきました。どうもありがとうございます。御礼申し上げます。



申しましょうか、そういう類いの、途中段階からのものでございまして、そういうことも含めて、今、議事録と申しましようか議事概要と申しましようか、そういうものについての思い起こしの作業が進められているというふうに承知してございませぬ。

○野村修也君 ということは、最初の段階は法令違反をお認めになられる。ただ、その後、比較的早い段階からメモ等があった、それを議事録に起こすことの可能な状況にある、そういう理解でよろしいですか。

○参考人(寺坂信昭君) 議事録というのが、今申し上げましたように、一言一句の逐記録とかそういうものということであれば、それは記録したものが無いわけではございません、それは恐らくできないだろうと思っております。

○野村修也君 一言一句正確性がなくても、かなり信頼性のあるものはつくれると。ただ、最初の、当初の致時間、あるいは数日なかもありませんが、この部分については違法性を阻却してはいいという御意見でよろしいですか。

○参考人(寺坂信昭君) なかなか、その点についてはできていないと思っております。

○野村修也君 わかりました。

○野村修也君 またちよつと別なことなんですけれども、今度は保安院費としてのお役目についてお伺いしたいんです。

寺坂元院長は、まさに官邸の中におられたということでもよろしいでしょうか。規制庁のトップとして、当時は官邸の中ですと詰めておられたということでもよろしいでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) いいえ、違います。当初、十一日の日の緊急事態宣言が出されて、その後、官房長官の記者会見がございまして、その補正といえますか、そういうことをするまでが私が官邸にいたところでございまして、その後、先ほどの原子力安全・保安院のERC、そこに戻っております。

○野村修也君 それは、どなたかからの命令でそ

ちらに戻られたんでよろしいでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) いいえ、私と次長との相談によりまして、私が原子力安全・保安院の方に戻り、次長に官邸の方に残ってもらったということでもございませぬ。

○野村修也君 平岡次長の方が官邸に残られたというのを決められた理由というのは、院長の方が官邸にいらるべきではなかったんですか。

○参考人(寺坂信昭君) そこはどちらがということとはございませぬけれども、一番最初、私が官邸の方に向かいましたけれども、途中で平岡次長も官邸にいらるということを認識いたしました。

○野村修也君 私はずつとびっくりするんですけども、原子力の規制行政のトップは原子力について、知見を持たない方がなっておられるということなんです。

○参考人(寺坂信昭君) 知見といいましよつか、今私が申し上げましたのは、私は原子力工学その他、理科系のそういう訓練といましか学問を積んで、それで原子力安全行政をずっとやってきたということではないということでもございまして、もともとは事務的な者でございまして、次長のように初めて原子力安全行政を担った、そういうことでもございませぬ。

○野村修也君 そうなりますと、官邸での動きと、これは院長御自身はなかなか把握しにくかったんじゃないかと思うんですけれども、寺坂元院長

自身は、官邸の五階、地下二階などで、あるいは中二階というのもありませぬけれども、こちらで具体的にどのような対応をとられたのかということについては、その段階ではリアルタイムに把握されておられたんでよろしいでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) リアルタイムと申しましようか、場面場面を見ているわけではございませぬので、厳密な意味でのリアルタイムはできておりませぬけれども、官邸の中で幾つかの重要なことが決まった、あるいは決まる時とか、こういう議論になつて、こういう状況になつて、こういうようなことについては、官邸にいらる者から連絡、そういうことによつて状況を把握して、いたということでもございませぬ。

○野村修也君 それぞれの階では何を役割として担っておられたんでよろしいか、官邸の中ですけれども。

○参考人(寺坂信昭君) 官邸の中は、地下に危機管理センターがあるわけでもございまして、そこでは、震災そのものの対応、それからもちろん原子力災害に伴います対応、そういうことについての関係省庁、局長クラスの方がお集まりでございませぬけれども、そういうことで、生民避難を含めた連絡、調整、そういうものがなされて、いたというふうな理解をしております。

それから、五階の方では、今申し上げました緊急事態宣言後の避難の指示の調整、あるいはペント作業等々、プラントがどのようになつていくか、あるいは電源車を中心として電源をどのように確保していくのか、そういうことについての作業というものが官邸の中で行われている。

もちろん、原子力安全・保安院の方でも並行した情報収集その他の作業を行うわけですから、そういうふうな状況になつて、いるというふうな理解をしております。

○野村修也君 中二階は何をやっていたんでよろしいか。

○参考人(寺坂信昭君) 中二階につきましては、私自身は中二階というよりも五階での議論という

ふうなことで理解をしておりますけれども、いざいざにして、そこに次長あるいは海江田大臣等がお集まりになつて検討が重ねられているというふうな理解をしております。

○野村修也君 先ほど、原子力の科学的な、いわゆる理科系の知識は自分には持たない、文科系の人聞だ。でも、トップはトップなわけですね。今回の政府事故調査報告書などを見ますと、まさにこの官邸の中での意思疎通、こういうロジスティックの部分がおかしかったということが指摘されているわけですから、そこそこが文科系の院長のおやりになるお仕事だったんじゃないんでよろしいか。

○参考人(寺坂信昭君) その点に限しましては、むしろ原子力安全・保安院に置かれておりましたERCから情報提供をしていくということについて、これはまず一義的な役割というふうな思っておりますので、それは官邸に伝える。官邸の中でこれがどういう形になつていくのかということについては、官邸の中にいる者、次長を初めとして要路に関する情報を伝えていくことだと思っております。

○野村修也君 当時、菅総理は、五階に情報が上がつてこない、保安院の方からの情報が上がつてこない、ということを相当程度指摘されているわけなんですけれども、では、それはそこにおられた平岡次長の責任だ、そういう整理でよろしいんでよろしいか。

○参考人(寺坂信昭君) 保安院からの情報を入れて、これが全部が全部行つていないとは思いませんけれども、必要な情報については、大抵あるいは総理のところへ情報は伝わっている、そういう中での検討が行われているというふうな思っております。

○野村修也君 それは外からどう感じてもらっただけのことで、現実には上がつていないという報告者になつていくわけですね。

○野村修也君 それは外からどう感じてもらっただけのことで、現実には上がつていないという報告者になつていくわけですね。

○野村修也君 それは外からどう感じてもらっただけのことで、現実には上がつていないという報告者になつていくわけですね。

○野村修也君 それは外からどう感じてもらっただけのことで、現実には上がつていないという報告者になつていくわけですね。

○野村修也君 それは外からどう感じてもらっただけのことで、現実には上がつていないという報告者になつていくわけですね。



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

○参考人(寺坂信昭君) その点が、伝わっているというふうに考えていたと、ご意見を伺います。

○参考人(寺坂信昭君) 必要情報については、時に求められ、あるいはこちらから出して、それが何らかの形で必要なところに伝わっていく、それから、東京電力の方も官邸の中に入らざるを得ない、ご意見を伺います。

○野村修也君 わかりました。院長は、原子力安全・保安院長として、総理から求められれば、その時点においても一定程度の助言をすべきお立場にあつたというふうに理解してはいますが、それはそのようなお役目はあつたという理解でよろしいですか。

○参考人(寺坂信昭君) 現実にはどの程度役に立ったかということについては別途あるかと思えますけれども、やはり技術的な要請、そういったものが非常に強くございました。

○野村修也君 そのお役目は果たされなかったということではよろしいですか。

○参考人(寺坂信昭君) それ自身は、しばらくは官邸の方に入つてございませんで、今先生のおっしゃった意味合いでいけば、総理との関係というものはしばらくはできていない、そういう状態でございませんで。

○野村修也君 例えば、一号機の炉心の状況というのを、元院長の寺坂さん御自身は、どう理解され

ておられたんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 一号機に関しては、もともと非常用復水器があつて、これは電源がないと機能しない、非常用復水器というものがしばらくの間は作動している、そういう状況認識を持っておりませんで。

○野村修也君 それは、官邸でいろいろ議論されていることは、離れておられる院長のところにもリアルタイムで届いていたんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 後者の方でございませんで、東京電力からの情報、あるいは現地のオフサイトセンター、そういったところからの情報、こういったものを官邸の方につないでいくということではございませんで。

○野村修也君 ということは、もしかすると、先ほど御自身では、いれどきかもしれないけれどもいなかつたのでございませんで、ご意見を伺います。

○参考人(寺坂信昭君) 先ほど申し上げましたような、事務局の場所が原子力安全・保安院にあるということではございませんで、もう私はそれらの方に戻つたということではございませんで。

○野村修也君 根本的に間違つておられると思つて、原子力保安院に事務局を置くことと法律に背いておつても、建物に置くわけじゃないので、それは全く間違ひだと私は思つて、あなたが原子力保安院長なわけですから、それは物理的に建物に戻

ることと同義ではないと思つて、どう思われますか。

○参考人(寺坂信昭君) 建物というよりも、私は事務局に戻つた、そういう認識でございませんで。

○野村修也君 わかりました。

○委員長(黒川清君) それでは、その後のことで、ちよつとまた保安院長に伺いたいんで、櫻井委員、どうぞ。

○櫻井正史君 委員の櫻井でございませんで。

ただいま野村委員の方から、情報の伝達とかいろいろ、官邸で節目節目で避難の問題、ベントの問題その他が決定された際に、場所はBRCの方にお願いしたということですが、その話は入つてきて、しかるべき助言等はされたというふうな御説明なんです、幾つかのパターンがあるので、時間の関係で全てについてお伺いしませんが、例えば避難区域の設定、三キロ、十キロ、二十キロ、こうなつておつたわけですが、避難区域の設定の際に、決めておられるのはそれらではありません、けれども、官邸で決められるに当たつて、どのような考え、どのような根拠でそういう決定がなされたかということ、事務局長であるのか院長であるのか、ちよつとわかりませんで、その辺の立場として、どういふような話があつて、どのような認識、判断のもとにこういう決定がなされたという理解でよろしいですか。

○参考人(寺坂信昭君) 避難区域につきましたは、事故が発生して、避難区域というものをどういふふうに考えていくのかということについて中での議論を始めていく、それから間もない段階で、三キロメートル圏内避難、それから十キロメートル圏内内退避ということ、指示が出たということ、直ちに関係する地元を中心にして避難指示の内容について伝える、そういう作業に入つたということではございませんで、原子力安全・保安院にありませんで、事務局のところで、例えば三キロあるいは十キロ、そういったことについては、作業的には間に合いません。

○櫻井正史君 そうしますと、保安院の意見を聞いた上で決められたということではなくて、トップダウンという言い方が相対的かどうか知りませんで、保安院の方にはもう決まつた結果みたいなものが伝えられたわけですか。

○参考人(寺坂信昭君) 結果的にはそれでございませんで、先ほどお話し申し上げましたように、官邸の中で議論のところに保安院の人間も入つて、そういう中で決定でございませんで、そういう意味では、全く知らないところで決まつたということではないと思つておつた。

○櫻井正史君 それでは、院長ではなくて次長なのかもしれないが、官邸におられませんで、そういったお話を受けても驚きようがないわけですが、次長はどんな資料に基づいて官邸での決定に際しておられたんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 私が理解しておつたのは、通常といひますか毎年いろいろな形で、おつた防災訓練の中で、まず三キロあるいは二キロ、これを避難範囲として、それで訓練をしてきておつたということ、それから最大十キロということではございませんで、そういう中で、十分データをない中で避難をするとした場合に、まずは三キロ避難指示をするということでは決めたというふうな承知をしております。

○櫻井正史君 当初の段階はともかく、ちよつと時間がたつた段階で、いわば避難訓練のときの程度と今回の事象とは全く程度が違うということはおわかりになつたはずなんです、その辺はいかがでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 一号機あるいは二号機、それぞれのプラントにおいて問題が進展をしていっているわけではございませんで、三キロ、それから次の十キロに当たつて、三キロだけで十分

に指示がおりてきたということではございませんで。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年 月十五日

どうか、そういったものについての意識はございましたか。

○櫻井正史君 それから、後にベントという話が出てきて、常識的に考えますと、ベントすれば当然外にいろいろ漏れていく、住民の方にそれが影響するということは自明の理なわけですが、御承知のとおり、SPEDDというシステムを、直接はお持ちじゃないんですが、保安院が活用できるようなシステムになっておられたはずですが、先ほど言いました三キロ、あるいはベントに出たっての十キロ等その他を考えると、SPEDDというものについては何か参考にされたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) SPEDDに関しては、もともとSPEDDのシステムの活用の仕方が、避難対象地域を確定する、かつ事故の想定が、何かちょっとしたトラブルがあって、それから事故が進展していった、ある程度時間の余裕と申しましょうか、そういったことの中で、それでSPEDDを活用して避難対象地域を確定する、何時間後までに避難が必要とか、そういったもので活用するシステム、その後は、そういう方向においてのモニタリングの内容を充実する等々、そういった面で活用される、そういうシステムというふうには理解しておりました。

今回は、一挙に複数のプラントで問題が生じて、それから事態の進展も非常に早いということがございます。一方で、放出源情報が入らない、伝送システムのダウンによってこれが入らないということがございましたので、SPEDDそのものが非常に使えない、そういう意識になったわけでございます。そして、そういう意味合いで、三キロの指示の後かと思えますけれども、SPEDDは避難距離、そういったことについてはなかなか使えない、というふうな。

それから、あわせまして、三キロのときに同心円の避難という指示をいたしました。これは、それ自体は大変重要な判断だと思っておりますけれども、同心円避難でございますので、方向性をどう

う考えるのかということについては、意識としては薄いものになっていったというふうに思っております。さらに、十キロの場合も同心円避難ということではございましたので、対象地域としては全ての地域になるわけでございます。

そういう意味で、避難対象地域を確定するということの意味でのSPEDDの活用、データがないということもございまして、意識が薄れていったものというふうに思っております。

○櫻井正史君 ERSSからのデータが入ってきませんが、それは別の計算を別に早い段階で抜粋センターの方はおやりになっていて、そのデータが保安院の方にも送られてきていると思うんですが、その辺の認識はございましたか。

○参考人(寺坂信昭君) 当初、保安院自身がお願いで行ったSPEDDのデータ、これは明確な話ではないと思っております。何らかの形で見たのは、その後の保安院が行った作業、それから文部科学省さんの方が中心になって行っている作業、これに關しましては、そういったものが事務局のところで、ERCのところには送られてきていて、そういうものがあるということについてははしかりした認識は持っておりませんでした。

○櫻井正史君 また、その続きの話なんですが、保安院なりに来たSPEDDのデータは官邸の方に、地下なりに送られたかどうかという点についてはいかがですか。先ほどの情報の共有という話なんですが。

○参考人(寺坂信昭君) 当初の、保安院が行った作業のうちの最初の二回分、これについては官邸の方に送られているというところは確認できております。

○櫻井正史君 その後、そのデータというのか、図形図なのかもしれないけれども、これがどういう取り扱いはされて、どこまで通知されたかという点、あるいは報告されたかという点については

いかがですか。その時点で、それがどういふふうには共有されていたのか。危機管理センターのところでは共有されたというふうに思っておりますけれども、五階との関係においては、それが紙として説明をされたのか、あるいは内容だけが説明をされたのか。

その後、いろいろ聞いておりますと、紙については必ずしも関係する方々についての認識がないというふうには聞いておりますので、紙が配られて、それで情報共有がされたかという点、それはできていないのではないかとこのように思っております。

○櫻井正史君 院長としての立場と事務局長としての立場と二つお持ちだと思っておりますが、そういうものが届いているか届いていないかという認識とか、もちろん、これは届ける必要がないという御判断を事務局長あるいは院長としてされた場合と、それから、そういうことの把握をしていくと、届いたか届いていないのかもわからなかったというのか、その辺はいかがなことでございましょうか。

○参考人(寺坂信昭君) それは、後者の方でございます。送ったものに関しては情報として共有されているであろう、そういうことでございます。ただ、その時点で、先ほど申し上げましたように、私が、最初のその二つのケースについて、自分自身が図形図そのものを見たかどうかというのには、必ずしもしつかりした認識はございません。○櫻井正史君 時間の関係で細かいことは外しませんが、その後何回かいろいろなやり方でSPEDDというものが動かされたということ、これはもう報道等で御承知、あるいは検証されておわかりになっていると思っております。そういう中で、時期は別として、北西の方向というか北の方向に流れていた時間帯という日時があったことは御確認されておりますね。

そうなりますと、その辺について、SPEDDの活用との関係では、そういうものについて、

どこかに情報提供などということの必要性があったのではないかとこのようにお考えになりますでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) その時点で、そのような作業が行われているというそれ自体については私に認識はございません。

その後、いろいろな形でSPEDDについての議論といましようか情報公開の要求等々、そういったものがある中で、SPEDDの作業を行ったものについては出すということになったその前の段階で、実は、京大本館事務局の中、ERCの建物のところではどういった作業をしておりまして、これについては担当のところだけにとどまらずに、これに作業をしていただくと、それで知ったわけでございます。

その後、今の御質問との関係でいきますと、なされておりました作業結果を見たときに、これがそれぞれの段階で出されておれば、避難の方向とかそういうことについて、何らかの形で参考にされたのかもしれない。そこは、いろいろなことが順次あるものから、どういふ活用のされ方ができたのかどうかということとはともかくといたしまして、何らかの形で有用な情報になったのではないかと、そういう思いはいたしました。

○櫻井正史君 避難された住民の方、特に、結果的には放射線量の多い方へ動かされたという方が、結果的には事実だと思っております。そういう方々のお気持ちからすると、SPEDDが単位量でやっただとか、いろいろな階層のあったことは私どももわかっておりますが、あの方たちの受けとめ方、意識というものをもう少し強に置いて動かれると違った結果になったというのには、避難先が変ったとかという意味じゃなくて、心の問題も含めて、もう少し遠く保安院なり国の対応ができたのではないかと私は個人的に思っております。

○参考人(寺坂信昭君) 今申し上げましたとおりでございます。同心円避難ということですが、

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年一月十五日

トをして、先ほど避難の対象地域が々々というお話を申し上げましたけれども、そういう同心円避難、それから放出源データが使えない、そういうこととによってSPBEEDIというものが今回のケースで使い切れないという意識になったということでございますけれども、そういうことではなく、いろいろな作業をしてみても、そのこの情報が見えなかったときに、避難の仕方、あるいは今御指摘のあったようにその後の気持ちの話、そういうことも含めまして、何らかの形でよりよい復旧、有用な情報になったのではないかと、そういう思いは私としてはありました。

そういう点では、SPBEEDIのある種応用編としての使い方についての意識をよりしっかりと持つことができれば役立ったのではないかと、いうふうに思っております。

○櫻井正史君 どうもありがとうございます。

○委員長(黒川清君) どうもありがとうございます。

次に、また本当にいろいろ大変ですが、田中委員の方から、最初の話ですが、よろしくお願います。

○田中三彦君 田中と申します。よろしくお願います。

日本の原発は、深層防護、それからよく言われる五つの壁、五重の壁というように原子力の安全は確保されていると、それが電力会社のホームページにも出ておりますし、そういう解説が非常に多いと思います。今回の事故は、この深層防護、それから五つの壁がほとんど一瞬にしてだめになってしまった、そういう事例だと思っております。

これを、当時、原子力の安全規制の機関の長として経験されたわけですが、今、それに關してどういった感想というか思いがございますか。

○参考人(寺坂信昭君) 既に、本口、この場での御指摘、あるいは政府ペーjスでもまとめた報告、あるいは政府の事故調査・検証委員会の指摘、その他さまざまな御指摘をいただいているわけでございます。

いまして、いろいろな形で言っている方がいるかと思えますけれども、私としては、備えと申しまして、いろいろな何かが起る可能性があるというところについての備え、これは体制の問題あるいは安全基準の問題、いろいろな形、意味での備えでございますけれども、そういう備えが十分できていない中で事態が発生したということでございます。

事態が発生した後についての対応につきましても、備えという点については足りない点が多かった。そういうことによつて、事態の進展というものをもう少し早い段階で抑えようとか、そういうものが場合によってはできたのかもわからぬ、そういう備えというものができていないままに今回の事故、その後の展開というものが生じた、といったことでもございまして、その点については規制当局としても大変問題があったというふうに考えておるところでございます。

○田中三彦君 具体的に備えとおっしゃっていますけれども、その備えというのはシビアアクセシブルなことをおっしゃっているんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 広い意味でのシビアアクセシブルなことをおっしゃっているんですけれども、その中でも事態が発生しないようにする、これが一番いいわけでございますけれども、そのこと、それから仮に、今回のような事態が生じたときに、これをできるだけ最小化していく、そういう意味ではシビアアクセシブルな対策かと思っておりますけれども、そういったこと。

それは、先ほど来御指摘のあります体制の話、あるいは防災の訓練の話、もろもろあるわけでございますけれども、そういう広い意味で、単にシビアアクセシブルなことに限定したものではないと思っております。

○田中三彦君 深層防護と申すとおっしゃってききましたけれども、その深層性が足らなかつた、そういう認識ですか。

○参考人(寺坂信昭君) シビアアクセシブルな対策そのものは、例えば自主的な措置として行われてきておつて法令上の要求にはなっていないなかつた。それから、そもそもその内容で十分だったのかというところももちろんあるわけでございますけれども、制度的にもそういうところとどまっておつた、そういうことでもございまして、

○田中三彦君 繰り返しになりますが、五つの壁であったり深層防護、あるいは多重防護とも言っているけれども、それが非常に脆弱であつたというところは言つてよろしいですか。

○参考人(寺坂信昭君) 結果において、例えばシビアアクセシブルな対策も、自主的な措置ではありますけれども、電力設備が短時間の間にできるのか、そういう長期の電源喪失の事態を想定して、あるいは、同じ発電所内で複数のプラントが同時に被災をしてしまう、非常に厳しい状態になってしまうというふうなことは余り予定されていない中でございまして、そういう点で不足というものはあると思つております。

○田中三彦君 ストレステストというのを御提案なさつていますが、寺坂さん御自身が、

○参考人(寺坂信昭君) これは、私自身が提案したものでございまして、これは、たしか原子力安全委員会の方からそういうことについて検討するということについてお話があつたというふうな理解してございまして、

○田中三彦君 院長の在任中にストレステストというところが出てまいりましたか。

○参考人(寺坂信昭君) ストレステストの話が出てまいりましたのは、たしか六月の終わりか七月でございますので、在任中でございます。

○田中三彦君 そうですか。

どうすると、ストレステストというのは、先ほど言つた対策ですか、備えというものに直結するものなんですか。

○参考人(寺坂信昭君) ストレステストについては私の理解におきましては、別途、福島の問題とは別に、他の原子力発電所の安全対策というものをどう考えていくのかということが、事故が発生してその間のないときからあつたわけでございます。それに対しては、三月の末に、いわゆる緊急安全対策として、他電力、他の発電プラントについての検討を指示し、それから、たしか五月か六月だったと思つて、それから、シビアアクセシブルな対策、これについてさらに指示をして、各電力会社の方で、各事業所の方でその内容についての検討が進められ、私どもも評価をしたわけでございます。

それは、いわば、今までの仕組みの中でそれをさらに強化を申すか、もう少し違った角度から、今回のこういう事故を踏まえて、どのような安全確認、安全評価、そういうものがあるのかというところについて、別の形で仕方があるのか、というふうなことがあつたというふうな認識しております。

そういう議論の過程で、ストレステストというのが、たしかヨーロッパの方で入つていたかと思つて、そういうストレステストというものを今回日本でも導入をすることによつて、これは主として、福島というよりも他の発電プラントについての安全対策を考へていく、そういう過程の中で生れてきたものというふうな理解をしております。

○田中三彦君 では、我々が今注意を払っているのはどうも地震とか津波というように非常に発生しているような気がしますが、当面そのことでのいか、それともオペレーションの問題とか、高齢化とか老朽化とかいいますけれども、そういう問題もまたあわせて検討されているところですか。

○参考人(寺坂信昭君) ストレステストの仕組みをつくることまで、私、担当していたような気がしております。

そういう中で、高齢化の問題とか、あるいは地震、津波対策を中心としたストレステストの評価ということだった、高齢化もたしか入つて

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

いたと思いませんけれども、ちよっと全体の仕組みについては、申しわけございません、必ずしも今、確定的な記憶がございません。

○田中三彦君 そうですか。  
ストレステストのことでも、ふつと。

例えば、福島第一原発に関してはストレステストというのはされていないような気がしますが、それでも、それを前年度にやっていたらこういう事態は防げたというふうに思われますか。

○参考人(寺坂信昭君) 今回の事故の前には、

○田中三彦君 はい。今のストレステストをやっていると、三、一のあの悲劇的な事故は防ぐことができた、そういう性質のもので、

○参考人(寺坂信昭君) 私自身がそれについてどうかというのは、正直言ってよくわからないところがございます。どのようなストレステストをやって、それに対してどういう対策をとっていたか、対策が間に合ったかということかと思っておりますので、ちよっとそれについての評価は、私自身はできません。

○田中三彦君 それでは、ちよっと話がかわるんですが、政府の事故調査の中報報告を見ますと、原子力安全にかかわる知識や課題は発電所の現場にある、存在する、だから原子力安全、保安院のような規制関係機関がハイレベルの安全確保能力を保持することは難しいというふうに断定しているんですね、それは迷惑なことかもしれないけれども、要するに、簡単に言いますと、電力やメーカーの方が規制当局よりも原発の安全確保能力がすぐれているということですか、そういうふうな中間報告に書いてございます。

そういう意味のことを書いていますけれども、もし実際であれば、これは非常にゆゆしきことであるというふうに思います。だからトランプ隠しだとかそういうような問題に発展してきた可能性もあるんですが、御自身は、保安院の院長生任中、こういうようなことを実感を持ったことがございますか。

○参考人(寺坂信昭君) 原子力安全、保安院が二〇〇一年にできて、それから人材の育成あるいは能力アップ、これは大変重要な課題ということで十年前後行ってきたと思っております、そのことが足りていたかどうかはまた別でございますけれども。

そういうことで、もともと、旧資源エネルギー庁等々の関係の行政組織の中で知見というものが足りないところがあるのではないかと、いうようなことも踏まえた上で、発足から、いわゆる中途採用ということ、それぞれの技術的な能力が高い方、そういった方の採用というものを積極的に進めてきておいたと思っております。

それ自身が、また一方で、現実のメーカーとかそういったところが中心になりますので、いわゆる利益相反とか、そういった議論というのが別途あるわけでありまして、そういったことに十分注意を払いながら、また経済産業省原子力安全・保安院の職員となつた上では行政官としての業務といたすことで務めていくことは当然でございますという面での能力アップというものを図ってきたところでもあります。

ただ、現場にどこまで精通をしているか、あるいは技術がどういうふうにかかっているか、それから今回のような非常な緊急事態が、しかも同時多発的に起きたような状態の中で、さまざまな形での指揮、指導あるいは助言、そういったものができる人材というものがしっかりと備わっている、そういう状態であったかと言われれば、その点については、やはり私としては否定的に見ざるを得ないということでございます。そういう意味での備えの足りなさというところもあるんだらうと思っております。

○田中三彦君 外国、例えばアメリカのNRCだとか、日本にそういうものをこれからつくろうとする、ことなんでしょうけれども、現状、欧米の規制当局、規制機関、そういうものと比較されるかどうか、位置づけになりますか、日本の場合は、

○参考人(寺坂信昭君) 専門性それから知見、蓄

熱度、そういったものについては、諸外国、アメリカあるいはフランス、そういったところと比べて、ときには、行政機関、原子力安全、保安院の力と、ときには強制的なものではない、比べたときには強いものではないというふうに思っております。むしろ、弱いというふうに思っております。

○田中三彦君 そういうことが、今回の事故というもののなんかの背景になっていっているというふうにはお考えになりますか。

○参考人(寺坂信昭君) そのこと自体が背景になっていたかどうかという点については必ずしも明確には感じませんけれども、広い意味においても、知識とか、事業者の方がこう言うけれども技術的にこういふことなだということ、論議と持って判断をしていく、そういったことが常に徹底的に行われていたかどうかというところから生じているとすれば、これは今先生がおっしゃった意味での背景ということはあるのかもわかりません。

○田中三彦君 そうすると、今、意見聴取会とかなんとかいふものがいろいろたくさんできておりますけれども、問題を提起されても最終的に保安院の方で引き取って、それで自分の考えで、これは安全であるとか、そういう判断をされておりますが、その辺は問題がないんですか。

○参考人(寺坂信昭君) いや、そこはまさにそういうことですから、意見聴取会というところで専門の方々の御意見を伺いながら、いわば補強しながら作業をこれまで行ってきたわけでございます。そういう意味で、今私がある中し上げましたのは、単体の保安院だけの力、そういうことで見ればそういうことではないかということでございます。

○田中三彦君 先ほど、中間報告で指摘しているのは、そういう知識や何かをよく知っているのは現場の人だ。ただ、メンバーを見ますと、以前

と同じように、現場の方が非常に少ないですね、そういう意見聴取会。だから、また同じような感じを受けるんです。そのことは時間が経たないで、これ以上言いませんけれども、もう一つ、福島原発の一号から四号機の事故にちよっと話を戻して。

あれは、今から見れば、古い技術基準あるいは古い製造技術、設計技術でつくられていた。品質管理というの、今から見ればレベルが非常に低くいんじゃないかと思われま。現在の知見から見るとかなり欠陥を持っているというふうには思っておりますが、そういう古い原発に対する手だての問題というのが非常に気になるわけですが、一号が一九六六年ぐらいから設計も始まって、製造が行われている。七二、三年に四号機が設計されております。もう四十年を超えたもの、あるいは四十年近くたっている古い原発であるがゆえの事故、基盤体力という言葉もありますけれども、それは関係していませんか。

○参考人(寺坂信昭君) 問題意識としては、私の任中も含めましてそれは持っておいて、今も持った上でさまざま検討が行われているというふうな承知をしておりますけれども、私がいた頃、古かったということ、そのこと自体が今回の事故と直接つながっていたというふうなことは、そこまでには至っていないと思っております。

○田中三彦君 どのような検討をされた結果、そういう考え方になったのですか。

○参考人(寺坂信昭君) 幾つか、例えば揺れによつて、古きであるがゆえに何かの破損、そういったものが生じたのではないかと、そういうものが私がある間、あるいはその後も含む行われてきているかと思っておりますけれども、それ自身については明確にそういうものではないうことではあります。

ただ、今御指摘でございました、設計の思想とかそういうことについてどういうふうに見ていけばいいの、かということにつきましては、事故が発生する前におさまして、いわゆる高経年化対

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

策ということでは対応はしてきておりましたけれども、そこにはやはり設計思想とかそういうものが、そこには明示的な形で確認ポイント、検証ポイントとして入っていないわけではございません。そうもいって、その点も含めた上で、高経年化対策というものをどういうふうにご考えていくのかということについては大変重要な問題点、問題意識を持たなければならぬ点だと思っております。

○田中三彦君 高経年化も、例えばひび割れが入っていないとかそういうことは断定はできないと思っておりますが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○参考人(寺坂信昭君) 申しわけございません。夏以降、一線からは離れておりますけれども、今までそうだったことについて、全くない、それは問題ないというふうに断定をしたことはないので、はないかと思っておりますが、そのことが問題であったということについての確認はとれていないです。

○田中三彦君 確認というのは多分しよるが、ないです。

○参考人(寺坂信昭君) まあ、そういう点も含めてでございますけれども。

○田中三彦君 最後にもう一つだけ。

○田中三彦君 事故が起きた直後に、アメリカ人なんかから、三月の十一日、十二日あたりの話ですけれども、手助けをするというふうな話があったんですか。例えばメーカ。

○参考人(寺坂信昭君) 私自身は承知をしてございません。

○田中三彦君 そうですか。

これを気にしているのは、ストレステストというものの対応でアメリカは今どういう反応をしていますか、三・一以降、日本はずっとアメリカ型の、旧の告示五〇一にしても、それから維持基準にしても、アメリカをベースにしながらずっとやってきたわけですから、突然ヨーロッパの手法を取り入れるという、この考えの一貫性のなさというか、それから逆に言いますと、アメリカ

は福島を受けてストレステストというふうなことをやっていますか。

○参考人(寺坂信昭君) 済みません、ちよつと記憶が定かではございません。

同じかどかは別にして、何らかの形でストレステスト的なものをアメリカが検討あるいは作業をしているんじゃないかと思っております。ちよつと、間違っていたら申しわけございません。

○田中三彦君 わかりました。ありがとうございます。

○大島賢三君 大島でございます。

今の田中委員の質問に関連しまして、補足のような質問を一つだけさせていただきますと思っております。

先ほど院長の方から、いろいろ想定外のこと、過酷事故に対する備えがなかったという反省を述べられました。原発事故は、どこの国であっても絶対に起きないことだと思っております。なかんずく、この日本は、広島、長崎の経験もあって、それから高度の技術国ということで世界にも知られているわけですが、絶対にあつてはならないという中で、こういう重大事故が起きたというところで、それで、備えがなかった、こういうことですが、いろいろ調べてみますと、あるいは新聞報道にも一部出ておりますけれども、対策をとらねばならないという点を主張された人たちが、保安院の中にもそういう人がいたと、大学の先生方とか専門家の間にも、かつてそういう人がいたというところで、結果的にはそういう人たちの意見というものは少数意見ということで通らなかつたわけですから、そういう人たちの名譽のために、そういう事実をはきちよつと指摘しておく必要があるんだらうと思っております。

保安院の中でも、チェルノブイリ事故の後に、内部でそういう声を上げていろいろ提議をしたというところが、部の新聞に載っておりますし、世紀を越えて二〇一〇年ごろには、安全委員会の分科会の中でも、津波の比重が低過ぎるといったよう

な指摘がいろいろなされてきている。それから、二〇〇八年ごろには、複合災害に備えたマニュアル作成という動きも一部にあつたようですが、これも消滅した。

それから、もちろん国会の中でも、二〇〇四年のインド洋津波の後に、衆議院等委員会の中でも、冷却機能喪失の危険性について問題提起がされて議論がなされたかあつた。

それ以外にも、もちろん、JAEAでの議論、基本安全原則、それから先ほどちよつと触れられましたけれども、アメリカの九・一一後の核テロ対策を念頭に置いた安全性、B5bと言われているもの、そういういろいろなところに日本が学ぶべき教訓とか、あるいはその主張があつたんです。結果的には、なぜそういうふうになつたのかというところ、そういう体質、あるいはそういう文化、安全神話という言葉もありましたけれども、こういう領域については、この分野で一番大変なときに任に当たられた院長の御認識、受けとめ方といたつたようなものをお伺いしたい。

特に、そういう対策を求めた専門家の意見とか内部の意見があつたわけですが、それを押し潰したというのは、それは誰の、どこに大きな責任があるのか。それは電力業界の話なのか政府の話なのか、そういうことも含めてちよつと御所見をお伺いしたいと思います。

○参考人(寺坂信昭君) 今の原子力行政、それから原子力安全行政、これの長い間の積み重ねとしての事故までの状況であつたんだらうと思っております。

それを申し上げますのは、例えば安全規制をするに当たっては、その規制の基準、あるいは事態の内容、そういうものについて日々の業務を行っていくわけでありまして、今御指摘のあつたような、内外の知見によつてさらにその規制の内容を高める、ありていには規制を強化するということについて、どういうふうにご考えていくのかということかと思ひます。

そういう中で、規制を強化することについては、むしろ、日本ではこういうことは起こらないのではないかと。それなりにいろいろな検討は進められても、起こらないのではないかと。あるいは、絶対ではないにしても、非常に小さい確率でしか起こらないのではないかと。したがつて、そこについての検討というものを強力に進めていくという、行政もそうではないけれども、全体としての意識というものが強くないままに、実際に事故そのものが、ちよつとしたらういふものはともかくといたしまして、事故は起きていない、そういうことではございません。ジェー・シー・オー事故とか、そういうものはもちろんあるわけではございませんけれども、それを安全神話といふことであれば、安全神話の一つかと思ひますが、そういうことで検討というものが十分進んでこなかつた、それが大きな歴史かと思ひます。

それからもう一つ、そのような中でも、二〇〇一年に原子力安全・保安院というものを創設して、そこで安全規制を、いわば一元的に、まだ別の部分にももちろんありますけれども、一元的にブランドのところを中心に行つていくという体制ができて、今先生おっしゃつたような方向での考え方で進めようとしたのだと思ひますが、一方で、データ改ざん事件、あるいは配管の破断事故、それからたび重なる地震等々、それ自体大きな課題でございますけれども、個別の問題、それに対してどのような改善策、規制の内容を充実させるのか、より安全を確保するためにどうするかということについて、相当な時間あるいは人員をとられたというのも現実だと思つております。

そういう中で、そういう個別問題だけではなくて、全体的な制度をもう一度きちんと見直しをして、規制を強化すべきところは強化し、あるいはもう少し合理的に考えられるところは合理的に考えるということ、全体の検討課題がたくさん残っているのではないかと。これを、たしかに昨年の二月か三月に整理したわけではございませ

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

て、それについての検討を進める。始まったものもありませんし、まだ十分始まっていないものもあつたわけでございますが、三月のあの事故になつたということでございます。

○委員(黒川清君) 時間が来るので、質問もなるべく短くします。

○横山慎徳君 大阪の原発のストレステストでなければ、今までの体制を反省したとおっしゃっていただきました。テレビなんかで見ていて、旧態依然として進めていられない、批判的な意見というのを余り踏み切れないという印象を受けますけれども、現在、もうリタイアされていると聞きますが、そういうことに関してはどういう御感想でしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) ちょっと私自身まさに離れておりますので、そのことと直接タッチしておりませんので、運営の仕方その他についてのコメントは、申しわけございませんけれども、差し控えてさせていただきます。

○横山慎徳君 委員の御山です。

○参考人(寺坂信昭君) 彼等と、それから人命保護について、三つお伺いしたいんです。

まず、事実として、オフサイトセンターが機能しませんが、これはなぜだと思われませんか。

○参考人(寺坂信昭君) オフサイトセンターは、いろいろな課題が結果的に出てきたと思っておりますが、概つかある課題、備蓄のものが足りないとか、あるいは水が使えないとか、そういうことがございますけれども、今の御質問との関係で申し上げますと、被曝を防ぐフィルター、そういうものについての備えが十分でないことで、オフサイトセンターそのものについてもなかなか行動が難しかったということがあるかと思えます。

○横山慎徳君 基本的に、先ほど田中委員がおっしゃったように、イン・デプス、深層防御、イ

ン・デプスというのは深層だと思っておりますが、それも多重と訳されたりしているんですが、実際に多重防御というのは、非常用電源のように、多様でないから多重であるでも金部だめになつてしまつて、一つ残りましたという感じでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 場所といいますが、いろいろな機能を備えているという点で一つでございますけれども、第二オフサイトセンターというものをもう予定はされておりました。今回、そこは被災その他の関係で使えなかつたわけでございますけれども。

○横山慎徳君 どの辺にあるんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 南相馬市。

○横山慎徳君 距離的には。

○参考人(寺坂信昭君) 距離的には、十キロの外。

○横山慎徳君 だから、十キロ以上離れたところですか。

○参考人(寺坂信昭君) はい。

○横山慎徳君 だから、実際には、イン・デプスであれば何か所かあつておかしなやつだ、それから、その電源が喪失しないように、使えなかつたということなんです。それは、計画はあつたことであつたらうな。それは、計画はあつていないんですか。

○参考人(寺坂信昭君) そこまでの十分な計画にはなつていないかと思えます。

○横山慎徳君 そうですか。

それでは、あとは、実際に事故が起つたときに、東電から相談されて、百ミリシーベルトから二百五十ミリシーベルトに業務従事者の被曝線量限度を上げた。その理由はあるんでしょうけれども、何かを緩めるときには何かをきつめるという形で全体のコントロールをするというふうな常識的

には考えますが、そのときに、保安院としてはどういう判断をされ、どういう対応をされたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 一方を緩めて一方をきつめたという意味で、一方をきつめたというものはなかつたと思えます。

やはり作業を進められなくなるということになつてはいけないうことではないかと、関係省庁とどう考えたらいいかということでは、関係法も決まつたものと思えます。

○横山慎徳君 そうすると、事業者に、その基準を守り、しかも被曝量を少なくするということは、何を担保するかということでは彼らに任せられたということですか。

○参考人(寺坂信昭君) その時点ではそういうことではないかと。

○横山慎徳君 それから、いずれにしても事業者の被曝に関してはかなり管理されたようなんです。が、住民の被曝管理というのは、何か具体的にやられたこと(に)ございますか。

○参考人(寺坂信昭君) 住民の被曝管理という意味におきましては、とにかく避難をしていただくということがまず第一でございます。

○参考人(寺坂信昭君) 避難の仕方、そういうことについては先ほど来のお話があるわけでございますけれども、今度、避難した先でどういふふうに見ていくのか。急な避難をするしないという短時間の間の話と、それからこの様子でいくと避難そのものが長くなる。そういう中で、どのように住民の方々の、できるだけ被曝が小さくなるようにということでの検討を行つていったものでございませうか。

○横山慎徳君 検討結果はどこに流されていたわけですか。

○参考人(寺坂信昭君) 検討結果は、そういうものが始まる段階のきつかけは、たしか十五日か十六日に、いわゆる運営方式といひましようか、そういうことでのどのくらいの蓄積になつていくのかというのがある程度ではあるが、その

前に、モニタリングのデータの課題というものが特定の地域において高くなつてきているとか、そういうものがあつたわけでございますので、そういう中で、検討が開始されたものでございませうか。

○横山慎徳君 それは、保安院で検討されたんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 保安院というよりも、これは原子力安全委員会と文部科学省さんのところが中心だと思えます。

○横山慎徳君 保安院は、そのときには何かの役割はされたんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 保安院は、確認した上でのもので情報を流すとかそういうものはもちろんありますけれども、作業そのものに積極的な何かがあつたというふうには余り記憶しておりません。

○横山慎徳君 それから、先ほどの大島委員の御質問と絡みますが、いろいろな意見があり、いろいろな形の提案もされたけれども、そういうことは日本では起らないだろうという気持ちがあつたとおっしゃつたんですが、はい、四十一年間、技術は変わつていつたはずであつて、最終的には使われないという判断をされたとしても、その辺の情報収集とかある程度の研究とか、そういう体制というのは存在したんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 情報を集めて、例えば基準とかそういうものの、技術的なもの、あるいはトラブル情報、そういうことについては主として、NIES、原子力安全基盤機構のところもデータベースとしてつくつておりました。それなりに運用はされていまして、それがどういふふうな役に立つたか、あるいはいふどのように使われていたかということについては、必ずしも十分でない点があつたのかもわかりません。

○横山慎徳君 その場合に、住民の被曝とか従事者の被曝であるとか、そういう側面でも情報は集まつているものなんですか。

○参考人(寺坂信昭君) プラント情報が中心と思

います。

○参考人(寺坂信昭君) プラント情報が中心と思

○参考人(寺坂信昭君) プラント情報が中心と思

○参考人(寺坂信昭君) プラント情報が中心と思

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 平成二十四年一月十五日

<p>○横山補徳君 わかりました。</p> <p>○委員長(黒川清君) では、股後になりますけれども、短く。</p> <p>○野村修也君 済みません、もう一度だけお伺いしたいんですけれども。</p> <p>先ほど寺坂元次郎氏は、保安院の組織は専門性が乏しいというふうに御発言されたわけなんですけれども、大変残念なのは、院長自身が、文料系なのでその一番大事なときに官邸にいられたなかったということもさきよう御発言されているわけですね。そういう意味では、専門性が乏しかったのは院長御自身ではないのかというふうに私も私もみんな感じてはいるわけですね。</p> <p>しかし、そうはいっても、一定の役割を果たしたとおっしゃるんだとすれば、官邸からお戻りになられて、そこで、官邸との間ではしっかりと連携をとっていただいたものと信じたいわけなんです。先ほどの櫻井委員の方からの御質問の中では、必ずしも出した情報のごとくまで伝わったのかは確認しなかった、そういう御発言もあるわけですね。</p> <p>そこで、ちょっと一点だけお伺いしたいんですけれども、官邸との間ではどうやって連絡をとっておられたんでしょうか。</p> <p>○参考人(寺坂信昭君) それぞれのレベルはございますけれども、私自身は主として電話における連絡、それからあとはそれぞれの担当から人事情報、そういうことでございます。</p> <p>○野村修也君 わかりました。</p> <p>電話なんですけれども、電話の記録を私どもは後で拝見させていただこうと思っておりますが、実際、官邸との間では何層ぐらいの連絡があった、そしてどういった格好を出されておられたんでしょうか。</p> <p>○参考人(寺坂信昭君) ちょっと回数として余り明確に出でまいりませんが、私自身が直接指示しているというものはそんなに多くないと思っております。</p> <p>○野村修也君 大体の数で結構なんです。</p>	<p>○参考人(寺坂信昭君) 数回程度かと思っております。</p> <p>○野村修也君 十四に満たないということでしょうか。</p> <p>○参考人(寺坂信昭君) にはなっていないと思っております。</p> <p>○野村修也君 わかりました。</p> <p>○委員長(黒川清君) 残念ながら時間も来たんですが、幾つか皆さんが言っているのは、院長も本当に御苦労なことだったと思っておりますが、やはりこの事故のときに、専門性の問題というのがありまして、そのときのいろいろな状況があったかもしれないけれども、例えばプレスの方も、あつという間に、中野さん以下西山さんになるまで四人ですか、ばつばつとかわつたのはもちろん院長も認識されておられるわけだし、それからIAEAの反応に対しての今度の新しいガイドラインのつくり方にも幾つものコメントが出てきていますけれども、それが反映されているとも思えないところも幾つかあります。</p> <p>そんなことで、きょうのお話を伺っていると、今の国会で審議されていることも、結局は人の問題だ、組織の問題だ、適材適所だということ、本当に責任を持ってやるかということも、きちょうと心配しているんじゃないか、組織を移すだけでは変わるわけではないので。</p> <p>そのところをぜひ、二回、次長と院長をやらされたわけですので、一言で言えばそういうことこの責任はあるわけですし、議事録の語もぜひまた後で伺いたいと思っておりますが、今まとめておられますとおっしゃっているの、それについて、専門性の問題、それからやはり長としての責任の問題、それからそれまでの間での不作為の問題、いろいろの話を聞きましたけれども、後藤に向かっ、今の国会の議論を踏まえて、言せひ言ってほしいことは、どんなにしたら信用されるようになるのか。</p> <p>それは日本だけじゃないですよ。これだけの先進国では南立国なんて言っていたのが、こんな</p>	<p>でいたらくかぬというふうに思われているわけなので、ぜひ寺坂院長の熱い思いを後輩に行っていた方がいいと思っておりますが、どうでしょうか。</p> <p>○参考人(寺坂信昭君) 本日もいろいろな御指摘、御批判をいただいたわけでございますので、そういう立場から何かを申し上げるということも余りできていないのかもわかりません。わかりませんが、いざ緊急時の対応というものをどういう体制でどういうふうに行っていくのか、これは備え不足ということで申し上げた話でありますけれども、そういうこと。</p> <p>それから、やはり安全基準。行政庁は基準に従ってどうしてもやる。それを越えるということについては、何かのことがないとなかなか難しくなるといってもまだ現実でございますので、そういう基準づくりというものをこの機会に改めてしっかりやり、日々その安全を第一として進んでいく、そういうことが最も重要なものだということも覚えておきたいと思います。</p> <p>○委員長(黒川清君) ありがとうございます。</p> <p>IAEAの方も、日本のその基準づくりが非常に責任連れの記述になっている、何をやるべしとかそういう話で、ディテールはきちょうとやっていないという話は、各国を比べていたけるといいますが、どうやって規制がやられているのかという話をきくと、ある程度世界でも見られるように、みんな見えていますから、またこんなことをやっているのかと聞かれても困るので、ぜひその辺をしっかりとやらしてもらいたいところから委員会で思っております、前院長としてもそういうことをぜひ伝えてもらいたいと思っております。</p> <p>本当に、きょうはお時間をいただきましたままでありますがどうございました。</p> <p>そういうことで、きょうの委員会はこれで終了させていただきますと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>では、これで散会いたします。</p> <p>午後四時四十一分散会</p>	<p>東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 運営規程案</p> <p>東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 運営規程</p> <p>(総則)</p> <p>第一条 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法(平成二十二年法律第百十二号。以下「法」という。)及び東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に関する件(平成二十二年十一月二日附閣議長協議決定。以下「閣議長協議決定」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(開会)</p> <p>第二条 委員会は、必要に応じて、随時、開会するものとする。</p> <p>(招集請求)</p> <p>第三条 三分以上の委員は、連名で、委員長に対し、両院議長協議決定(第一条第一項の規定)による委員会の会議の招集を請求することができる。</p> <p>(委員の代理出席の禁止)</p> <p>第四条 委員には、委員本人が出席するものとし、代理出席については、これを認めない。</p> <p>(参考人等の出席)</p> <p>第五条 委員長は、委員会の議事内容に関連して特に必要な場合には、参考人、事務局職員その他これらに準ずる者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。</p> <p>(主席)</p> <p>第六条 委員長は、第九条に定めるワーキンググループの連絡調整その他委員会の活動の効率化及び合理化のため必要であると認められた場合は、委員の中から主席を指名することができる。</p> <p>(会議の公開等)</p> <p>第七条 委員会の会議は、公開する。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

<p>2 委員長は、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の場合であつて会議を非公開とすることが必要であると認めるときは、会議を非公開とすることができる。ただし、三分の二以上の委員から、当該非公開とすべき事由がないことを理由として会議を公開する旨の請求がある場合には、会議を非公開とすることができない。</p> <p>3 前項本文の規定により委員長が会議を非公開とした場合は、委員長は、当該非公開とした事由を公表するものとする。</p> <p>4 第二項本文の規定により会議を非公開とした場合において、当該非公開とした事由が終了したときは、会議は、公開するものとする。</p> <p>5 会議を公開する場合における傍聴については、その会議が行われる場所を管理する議院の傍聴の例（会議が議院外で開会される場合においては、当該会議が開会される施設の管理の例）に準ずる。</p> <p>6 委員会における配付資料については、公開する。ただし、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の場合であつて委員長が配付資料を非公開とすることが必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（会議録の記載事項）</p> <p>第八条 会議録には、次の事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 会議が開会された場所</li> <li>二 開会、休憩及び散会の年月日時刻</li> <li>三 出席した委員長及び委員の氏名</li> <li>四 会議に付した案件の件名</li> <li>五 議事</li> <li>六 表決の数</li> <li>七 参考人</li> <li>八 資料の提出の要求</li> <li>九 東京電力福島原子力発電所事故に係る同議院の議院運営委員会の合同協議会に対する国政調査の要請</li> </ol>	<p>十 その他重要な事項 （ワーキンググループの設置）</p> <p>第九条 委員会は、法第十四条に定める予備的又は補充的な調査のため必要であると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。この場合においては、その構成員の選及び運営については、公正性及び透明性が確保されるよう、留意しなければならない。</p> <p>2 委員長及び委員は、前項の規定により設置された全部又は一部のワーキンググループに属することができる。</p> <p>3 委員長は、委員の中から二名を、各ワーキンググループの共同議長として選任する。</p> <p>4 共同議長は、共同して、当該ワーキンググループの議事を整理し、意見を集約する等その権限を行使しなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるものは、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>（細則）</p> <p>第十条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成二十四年 月 日から施行する。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--